

平成二十二年第二回垂井町議会定例会第二日

平成二十二年三月十六日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理
二	番	吉	誠
三	番	木	秋
四	番	栗	利
五	番	広	文
六	番	奥	耕
七	番	末	政
八	番	岩	崎
九	番	丹	羽
十	番	小	林
十一	番	小	敏
十二	番	広	瀬
十三	番	衣	斐
欠席議員	なし		

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川
副	町	西	哲
総	務	若	山
課	長	山	隆
企	画	桐	山
調	整	浩	治
課	長	君	君

三 職務のため出席した事務局職員

生涯学習課長	乾	豊
学校教育課長	興	慈
教 育 長	渡	辺
水 道 課 長	古	山
消 防 主 任	山	田
会 計 管 理 者 兼 課 長	小	藪
下 水 道 課 長	小	林
産 業 課 長	三	浦
建 設 課 長	高	木
住 民 課 長	永	澤
健 康 福 祉 課 長	小	川
税 務 課 長	江	崎

四 議事日程

平成二十二年第二回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十二年三月十六日（火）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、三番木村千秋君、四番栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。まず、

まず初めに、環境問題としてごみ減量対策についてお伺いいたします。

昨今、地球温暖化にかかわる環境問題は、今や人類の生存そのものを脅かす現象があらわれており、生態系の破壊など循環型社会の構築は、生存をかけた最重要課題であります。ごみゼロ社会を目指す循環型社会形成推進基本法が制定され、約九年が経過い

たしました。この法律の中には、一、ごみをできる限り出さない。二、出たごみは極力資源として使う。三、どうしても資源として使うことができないごみはきちんと処分するという、ごみ処理とリサイクル、再生利用の優先順位を定めたものであります。しかし、現代の生活は使い終わったものは捨ててしまおうという浪費型の社会であり、このような生活スタイルを続けてきた結果、ごみの発生に歯どめがかからなくなり、産業廃棄物の不法投棄の横行やダイオキシンなど有害化学物質による環境汚染も深刻になっております。地方分権が進んでいく今、これからますます財源不足も重なってまいります。こうした状況下において、町民の負担軽減のために一層の減量対策が必要であり、町民全体の課題として、将来にわたって豊かな活力のあるまちづくりに向け、さらに、地球環境を守るために万全の備えが必要と考えます。

そこで、今後、地球温暖化防止の一環である循環型社会を目指し、ごみの削減、資源のリサイクルや実践的な環境教育などを身近なエコ運動として、家庭における生ごみ処理について、エコドーム設置の推進と段ボールコンポストの利用促進と補助制度の実施を掲げ、先般、公明党として生ごみの実態調査のアンケートに取り組みました。四百六名の町民の皆様からお答えを寄せていただき、その結果、ごみ処理方法として、「燃えるごみとして出している」が八六・六％、「自家処理」では一八・三％。その自家処理のうち、「生ごみ処理機利用」が一五％、「コンポスト利用」一五・七％、「段ボールコンポスト利用」一二・六％、「畑等」が五二・八％でした。また、町からの補助や段ボールコンポストに関して「知っている」「知らない」では約半々の結果と

なり、リサイクルあるいはエコドームに関して「知っている」が三一・五%、「知らない」が七二・九%で、改めて今後情報共有の徹底をし、理解を得ることも大事であると感じました。

要望や意見では、段ボールコンポストの講習の開催・補助への実施要望、エコドーム設置の推進など、多くの方々の声を寄せていただきました。町内の皆様の一人ひとりから、ごみ減量などに取り組む姿勢や関心の高い方々が見えることもわかりました。

そこで、今後、住民の皆様に関心のあるごみ減量対策について、こうした結果をもとに積極的な環境運動の推進に対し、以下の項目についてお伺いします。

一、エコパーク構想として、エコドームや研修棟の設置の推進など今後の取り組みについてお伺いします。

二、段ボールコンポストへの補助制度や講習の開催などについてお伺いします。

三、意識啓発として、環境フォーラムなどの開催についてのお考えをお伺いします。

第二点目に、高齢者対策として「救急医療情報キット」の配布についてお伺いします。

最近、「安心・安全は冷蔵庫から」などの見出しで各新聞に掲載されている救急医療情報キットを御存じでしょうか。高齢者や障がい者、健康不安のある人の安全・安心のため、東京港区が二年前から始めた事業で、今や各自治体からも注目を集め、好評です。医療情報を入れたキットを冷蔵庫に保管し、救急通報時に駆けつけたとき、救急隊員がその情報を生かし、迅速に適切な救命措置をするという仕組みで、簡単にできる万一の備えとして注目

されております。自宅でごあいが悪くなり、救急車を呼ぶなど、もしものときの安全と安心を守る取り組みです。

救急医療情報キットの中には、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先や、お薬手帳のコピーなどの薬剤情報、保険証のコピー、本人確認の写真などを入れておきます。活用法は、救急通報により救急隊員が駆けつけたとき、冷蔵庫の中の医療情報を確認、情報をもとに処置するという流れです。冷蔵庫に入れておく理由は、まずほとんどの家にある冷蔵庫はだれが見てもわかりません。また、キットがあることがわかるように冷蔵庫にステッカーを張っておきます。土岐津町では、民生児童委員協議会の二十三人が高齢者の家を訪ね、キットを渡し、情報を記入した紙は容器に入れて、わかりやすいように冷蔵庫で保管してくださいねと説明して回られたそうです。キットは、筒状の容器以外、すべて委員の手づくりで、市販品の五分の一程度の費用に抑えたとお聞きしました。書き方を教えていくことにより、個別のコミュニケーションをとることもできます。

当町においても高齢者がふえてきております。いざというときにこの救急医療情報キットは大いに役立ちます。ひとり暮らしの高齢者の安全確保の観点からも、導入を提案し、当町のお考えについてお伺いします。

第三点目に、子育て支援として、幼保一元化についてお伺いします。

昨今、思いもよらない子供に関する事件がマスコミで報道されており、こんなことが本当に起こっているのかと耳を疑いたくなります。子供は未来の宝として、すべての子供たちが「生まれて

きてよかった」と心から感じられる地域環境こそ大事であると思います。また、男性も女性も、仕事と家庭を両立させ、子供を持つ世代に安心して子育てができるよう、さらに、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のため、社会全体で子育てをサポートする体制を充実する必要が近々に迫っております。

女性が働くということは、ごく当たり前のこととなり、保育所で子供を育てていくということが決して特別なことでなくなっているのが現実ではないでしょうか。また、男女共同参画社会が世の中で認められ、育児についても、女性だけの仕事という形から社会が育児と仕事を両立させることを要求しているようにも思えます。社会基盤としての保育のニーズはますます多様化していかざるを得なくなっております。要望がある限り、町としても町民の期待にこたえていく必要が求められてまいります。景気悪化により経済的にも厳しい環境に置かれ、ますます少子化と女性の社会進出が進む中で、要望は多様化する一方であると考えます。

町長の所信表明の中で、「子育て支援の充実について、就業構造の変化により女性の社会参画が進み、共働き世帯が増加しているため、働く親の必要に応じた保育サービスを図ってまいります。また子育て支援の環境づくりをより一層進めるため、利用者・地域・運営者の観点からもより効果が見込まれる幼保一元化の推進に取り組んでまいります」と述べられております。現在、当町においては幼保一元化の検討がなされておりますが、子育て支援として将来を見据えた幼保一元化に対してどのようなスケジュールで取り組まれていかれるのでしょうか。また、職員、施設の整備などあらゆる対応をしていかなければならないと思いますが、ど

のように財源の確保をして実現していかれるのか、お考えをお伺いします。

第四点目に、税込アップへの取り組みとして、納付の機会拡充に対する公共料金のコンビニ納付についてお伺いいたします。

当町では、今まで、町税や公共料金などの納付方法は、直接納付できる窓口として、役場や銀行の口座引き落とし、嘱託員などの取り組みで行われております。さて、地方自治法が改正されて、コンビニでの納付、クレジットカードによる納付、マルチペイメントシステムによる納付などが可能になりました。公共料金の支払い方法については十四通りもあるそうです。また、収納業務自体を民間に委託することも可能になり、幾つかの自治体では既に実施されております。このように法律が改正された背景には、自治体としても収納業務の効率化、コスト削減の必要性や、納付者の便宜を図って収納率を向上させる目的があるようにも思えます。実際に軽自動車税や水道料金のコンビニ納付を実施した自治体においては、利用者が全体の三割、期限内の収納率が二から三%向上したという結果が出ているそうです。

また、納付する側にとっても、厳しい社会環境の中で、地元勤務されているとは限りません。時間を割いて役場や銀行の窓口へ出向くことがままならない方もあり、本当に煩わしいものであると思います。町民のライフスタイルに合わせ、納付を選択する幅が広がったという利便性が高まりつつあります。行政は、町民の方が少しでも納付しやすいように、世の中の動きに合わせて多様な納付方法に配慮することを考えなければいけないのではないのでしょうか。コンビニ納付を実施することによって、曜日や時間

を気にすることなくいつでも納付できるよう改善できないものでしょうか。収納率アップにも貢献でき、利便性をさらに高めるものとして、公共料金の支払い手段として広がりを見せているコンビニでの納付についてお伺いします。

また、現在、垂井町では、広報たるいやバナー広告の収入への取り組みがなされておりますが、さらに自主財源を図る上から、町の窓口で渡す封筒、また水道の領収書などに民間企業などの広告の掲載を行ってはいかがなものでしょうか。

以上四点について御所見をお伺いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。多方面にわたる御質問でございますけれども、私の方から、エコパーク構想のことにつきまして、それから幼保一元化につきましてを少しお答えさせていただきますと思います。他の分につきましては担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、エコパーク構想についてでございます。

垂井町における環境問題は、昨年のごみ処理手数料をどうするかという話の中で、環境問題として非常に活発に議論がなされている状況にあると思います。十月には、町民の皆さんの御理解と御協力をいただきまして、ごみ袋一袋を十円から五十円に値上げするという形の中で、今、ごみの処理を行っております。可燃ごみにおきましては、前月比で大体一五%前後減ってきている現状があつて、それなりの効果が出ておるということを認識しておる

ところでございます。

そういった中で、今後の環境行政といたしましては、今までもお話をしておりますけれども、三つのR、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）、この三つのRをしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えております。その中の一つとしてリサイクル、分別をする場所としてのエコドームというものがございます。これにつきまして、今、ごみは減っておりますけれども、やはりしっかりと環境問題を維持していくためにも、こういった環境意識できる場としてのエコドームの設置も必要ではないかということを思つて、今後進めていきたいと考えておるところでございます。

今年度の調査事業の中で、町有地を前提として、このエコドーム、エコパークの設置を考えてきたところでございます。結果として岩手地区の町有地が最適地であるという方向で、地元にもいろいろ御相談をし、打診をしてきたところ、現在、好意的な御意見もいただいております。新年度の予算におきましてこれの整地事業等を予算計上したところでございますが、地元からは、公園というものをしっかりと意識してほしいという御要望もございました。いろいろ検討を重ねた結果、やはり単にリサイクルするエコドームだけではなく、環境というものを考えられる場、全体としてのエコパークという構想を今後進めていきたいということに至っております。環境公園として機能を持たせ、訪れる方、あるいは住民の方に環境、あるいはごみ減量というものを意識できる場としてのエコパークということをこれから進めていきたいと考えております。今、ごみが少しず

つ減ってきておる状況の中で、これを少しでも固定化していくとか、しつかり意識づけをしていくための事業として重要な事業であるという認識を持っておりますので、これからの御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、幼保一元化につきましてですが、このことにつきましては、やはり子育ての支援一環として、保育園の保育、それから教育の一環としての幼稚園、これの統合を図っていきたいということでございます。いかに住民のニーズに沿った形でこれを進めていくかということが大事であります。保育におきましては、保育形態が本当に複雑多様化しておる状況、あるいは幼児教育におきまして、やはり今後の子供たちを健やかに育てていくという部分での幼児教育というものの必要性を強く思っております。幼保一元化を考えてきたところでありますが、昨年の九月定例会の全員協議会においてその基本案を皆様にお示しをしたところでございます。この幼保一元化が実現すれば、住民からのニーズの高い保育をさらに充実させることができますし、また幼稚園機能を付加することによって、入学前の子供にとつて必要な教育も与えるというメリットが出てくるものというふうに思っております。

今回お示した案では、既存の保育園や幼稚園を統合し、岩手地区を皮切りに、各小学校区に一カ所ずつの幼保園をつくっていききたいと考えております。議員の御心配の財政の部分もございますが、これはやはり非常に膨大な金額がかかると思われまますが、一年に一カ所から二カ所ずつぐらいの形で進めていき、四、五年の中で完結させていきたいというふ

うに考えております。

また、これからの進め方として、やはり国や県とのやりとり、調整等も必要でありますし、住民への説明、あるいは条例の設置等もしていかなければなりません。また、入園手続等の作業も必要でありますので、こういったものを逐次順を追って進めていきたいと考えております。

この幼保一元化の動きというものは、新政権におきましても国の重要な焦点となりつつあります。こういった時代の流れの中にある幼保一元化、町としても積極的に推進していきたくと考えておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは、八番議員の環境問題とごみ減量対策についてといった部分について、少し答弁をさせていただきます。

先ほど町長からもお話がございました。今年度、こうしたリサイクル施設の設置・運営等に係ります調査・研究につきまして、町内のNPOに委託をしておるわけでございます。その中でも、特に設置場所の選定につきましては、先ほどの町長のお話にもございしましたが、町有財産の遊休地、詳しくは五カ所でございますが、候補地といたしまして、広さ、交通アクセス等の利便性の面から検証を行いまして、岩手市内の土地を設置場所として、住民の皆さん方と協議を重ねてまいりまして、いろいろな意見とか御要望はあったわけでございますが、何とか御理解をいただきまして協力していただけるような運びとなつたわけでござい

て、平成二十二年度の予算におきましても、敷地全体に係ります造成事業を実施してまいりたいという計画でもって予算計上をしているところでございます。

そもそも、この土地につきましては、従来から公園にといった地元の要望がございまして、こうした経過も踏まえた中で、施設といたしましては、当面は、公園としての広場、リサイクル資源を持ち込みによりまして回収して一時的にストックする施設としてのエコドーム、それから、今後環境教育をさらに推進するための研修棟、そのほかトイレ、駐車場等をエコパークの主な施設として構想として進めていくわけでございます。しかしながら、これだけの施設を一気に整備することにつきましては財政的に困難な部分もございまして、主となります施設につきましては、公園機能を持った広場、それからエコドームではなかるうかなというふうに考えているところでございます。特にエコドームにつきましては、今年度委託しております調査の内容をもとに、運営方法をさらに研究してまいりたいと来年度考えているところでございます。そして、そういった設置及び運営についての研究につきましまして、垂井町の廃棄物減量等推進協議会の委員の皆さんを初めとしながら、広く住民の中でもごみ減量活動に取り組んでおられる団体の方、それから地元の皆さん、そのほか広く住民の皆さんの意見を聞きながら、その設置・運営について、昨今、住民との協働ということが言われておりますけれども、そういった観点からも、皆さんと一緒に研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、段ボールコンポストの補助制度や講習の開催についてと

いった御質問でございます。

御存じのように、町におきましては、垂井町生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要綱に基づきまして、平成十六年度から電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対する補助制度を設けて支援を行ってまいったところでございます。また、今年度からは生ごみ処理に関しますバケツ等に関しましても補助の対象としたところでございます。議員御指摘の段ボールコンポストにつきましても、やはり生ごみを処理するといった観点から、この補助制度の中で対応させていただくような形で進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

それから講習の開催といいますが普及についてでございますが、段ボールコンポストだけを特定することなく、ごみ減量化のための生ごみ処理といった広い観点から、生ごみ処理バケツのほか、他の方法もあわせて、廃棄物減量等推進員さんの研修、それから出前講座等を活用しながらこの普及に努めてまいりたいと考えておりますし、広くは、やはりこういった制度をまだまだ住民の皆様方、御承知でない方もいらっしゃると思いますので、広報等で、またPRしてまいりたいと考えております。

それから三点目の、意識啓発としての環境フォーラムの開催についてでございます。

先ほど議員からるる環境等についてお話がございました。確かに環境といえますと非常に範囲が広いわけでございまして、今回御質問のフォーラムにつきましては、第一番の表題にもございませうように、ごみ減量化のためのフォーラムというふうにとらえて

おるところでございます。確かにこのごみ減量化のための方法であるということについては十分認識をいたしているところでございますが、ごみ減量化や資源化につきましては住民の方お一人お一人の意識の向上と日ごろの取り組みが一番重要ではなからうかなというふうに考えているところでございます。当面はそういったごみ処理の方法、あるいはごみ減量化の方法等につきましては、広く住民の皆さん方に広報をやはり第一番に活用を考えてまいりたい。そのほか、来年度拡充してまいります地域での廃棄物減量等推進員の皆さん方の活動を主に、ごみ減量のための意識啓発に取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の二点目の御質問の救急医療情報キットの配布につきまして、三点目の幼保一元化につきまして、補足的に説明をさせていただきます。

まず、救急医療情報キットにつきましては、議員もお話をされましたけれども、高齢の方などが自宅でぐあいが悪くなり救急医療を必要とするときに、御自身で症状を説明できない場合に、かかりつけ医、あるいは持病などの必要な医療情報でありますとか、診察券の写し、保険証の写し、本人写真などの情報を専用容器に入れ自宅の冷蔵庫などに保管していくことで、万一の緊急時に備えるものがございます。これにより救急隊員が医療情報などを確認することにより、医療機関などと連絡・連携し、迅速・適切な救命措置に役立つメリットがうたわれております。

導入につきましては、記載内容の情報が常に更新されていくことが重要であります。古い情報のままですと適切な処置を受けることができません。そのため、継続的なシステムづくりも必要であり、対象者の状況が把握できる地元自治会、あるいは民生委員さんの御協力もいただかなくてはなりません。町といたしましては、御高齢の方の生活を支援する事業といたしまして、安否確認などの見守り活動でありますとか、緊急通報システムなどの事業とのかかわりを含め、高齢者の方々の安全・安心な生活を支える一つの事業ではありますので、今後さまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

続きまして幼保一元化についてでありますけれども、町長の方から一元化につきましてはの思いをお話しさせていただきました。私の方からは、幼保一元化ということにつきまして少し説明をさせていただきます。

乳幼児期といえますのは、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期でございます。一元化は、この大切な時期に、保育園、幼稚園が担ってきた機能・役割を統合的に活用し、それぞれの専門性を生かしつつ、互いに補い合って、将来を担う人づくりの基礎を培っていくものでございます。子供と保護者の視点から、地域の子供が年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、ゼロ歳から就学前までの心身の発達に合わせ、一つの施設で継続的に保育や幼児教育を行うことができるものがございます。

昨年つくりました幼保一元化推進計画（案）では、施設形態につきましては幼稚園と保育園を一体化した幼保園とし、同じ施設内で両者の機能を最大限に発揮でき、運営面においても効果的な

体制がとれるものとなりました。施設では、三歳児から五歳児での対象児童を幼稚園教育対象クラス、ゼロ歳から五歳児の対象児童で保育園対象クラスといたしまして、ゼロ歳から二歳児は保育所保育指針、三歳児から五歳児は幼稚園教育要領に基づく保育とする計画でございます。

スケジュールにつきましては、平成二十三年度から、モデル園としまして岩手地区において幼保園の予定を示したところでございます。全体的な計画は推進計画（案）でお示したところでございます。全体的な計画は推進計画（案）でお示したところでございます。政事情、許認可等により変更も考えられるところでございます。岩手地区も含めた全体的な計画（案）の説明などは新年度になりますけれども、夏前から説明会、秋に対象者への入園説明会を計画してまいりたいと思っております。以上でお答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 八番議員の御質問の中で、第四、収入アップの取り組みについての、納付の機会充実として公共料金のコンビ二納付についてお答えさせていただきます。

コンビ二納付につきましては、行財政改革の検討事案にもございました。その当時、隣接する市町の実態を調査し、当町におきます導入計画を各関係課を交えて検討してまいりました。結果、利便性が図れ納付しやすく、収納率の向上が期待されますが、反面、取扱手数料が高い、納付期限が制約される、入金に日数がかかるなどのデメリットが上げられ、最終的には費用対効果におい

て導入後の収納率がそれに見合うかが問題となり、機会をとらえて導入することが望ましいという結論となっております。しかし、全国の市町村の普及と住民の納付環境の利便性を高めるためにも引き続き関係各課との協議を行い、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、町から出す封筒に民間企業などの広告の掲載についての御質問でございます。

御承知のとおり、現在、広報及び町のホームページによる収入確保に取り組んでおりますので、さらに封筒の活用・利用することにつきましては、今後、景気の動向や広告効果により企業等の掲載状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。で、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 先ほどは答弁大変にありがとうございました。

環境問題に関しては、先ほど答弁いただいたわけでございますが、各市町においては、やはり定期的にセミナーとかフォーラムとかいろんなことをなされておるわけでございますが、そういった広報を通してではなくして、直接に現場の皆さんと一緒にやってそういうふうな意識啓発により一層努めていくということが今大事なことでないかなというふうに思っておりますので、再度、そういう面に関してのことをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの情報キットでございますが、これが現物のものでございます。この中にこういふふうには、これは土岐市からち

よっとお借りしまして、こういうふうにして。この筒だけでも九十八円です。ステッカーをこの中に張るわけですが、ステッカーが業者に頼むと三百円で、パソコンで作成していくと百八十円で済むということでありますので、この筒もペットボトルとかあるいはファイルに統一して、町内全体に広がっていくようなことをお願いしたいというふうな思いでございます。あくまでも必要情報としてわかりやすいということが一番大事であると同時に、救急医療情報だけじゃなくて、ほかの自治体でありますと、要介護認定者とか六十五歳以上の要支援の方、また障がい者、自立支援法の介護サービスを受けられている方々に、そういう方々は登録していらつしやると思うんですね。そういう災害時の要援護者、そういう方々にもこの分に関しては、医療情報キットというのは大変に役立つんじゃないかなと。医療情報だけではなくして、避難支援情報として保管もできるんじゃないかなというふうな思いでございますので、こういうこともあわせながら、ぜひ取り組んでいただきたいというふうな思いであります。

それと、先ほどの幼保一元化に関して、夏から岩手地区のモデル園として取り組んでいくということで、夏場前から住民への説明というふうにお聞きいたしましたけれども、保護者の皆さんにとっては本当に不安な思いであるんじゃないかなというふうな思いがいたします。そういうことに関しては、時間的にどうか期間的には大丈夫なのかなというふうな思いがいたします。

それと、今、近隣自治体においては結構民営化が進んでおりますけれども、当町においては、今後民営化ということに関しては考えてはおられないのかなというふうなこともあわせてお伺いし

たいと思います。

先ほどのコンビ二納付のことに關してでございますけれども、二十一年の七月現在で岐阜県内のコンビ二収納の状況ですが、実施団体数は十五市町村の団体となっております。また、二十二年度から実施予定団体数は五団体ということで、近隣では、大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、大野町、揖斐川町、池田町というふうな、本場にどんどこいうふうな部分が進められておるわけでございますが、コンビ二納付というのは、私たちが思いますのは、滞納者に対してもあらゆる方法を考えてきちんと納めていただくように取り組んでいくということは、行政側にとってもそういう立場として言えるんじゃないかなというふうな思いもいたします。そういう観点から、導入のことに關しては今後関係機関と検討していきたいというふうな御答弁をいただいたわけですけれども、このことに関しても、ぜひとも住民ニーズに合った、その時代に合ったそういうことを取り組んでいただきたいというふうな思いであります。

以上、再質問とさせていただきます。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 八番議員の再質問の中で、意識啓発としての環境フォーラムのことについてでございますが、他市町村でも実施をされておるといった経過の中で、何とか垂井町でもといったお話ございました。先ほど若干触れさせていただきましたが、私も確かに、フォーラムといいますが、シンポジウムですね。これについては、いつかの段階ではそういった住民の皆さん

んのごみ減量化に対する意識啓発の一つとして実施していく一つの手段であるというふうに認識はしておるところでございますが、私も過去、この環境問題にとらわれず、いろんなテーマのシンポジウムに参加をさせていただいておるんですけれども、確かに有効な手段ではあるんですけれども、ややもすると、やり方の問題だと思えますけれども、一過性で過ぎてしまおうといった懸念もされるところでございまして、そういったことから、しばらくは、先ほども申しましたように、来年度、廃棄物減量等推進員の皆さんの増員を図りまして、ごみ減量に対します地域の基盤の変革を行うわけでございまして、そちらの地道な活動が定着した段階で、そういった方向で持っていくようなことも検討するべきかなと。そしてまた、エコパークとしてのエコドーム、こちらの方がスタートした段階に、そういった意識啓発の一つの手段として実施もするというようなことも考えられるのではなからうかということ、今現在、じゃあ来年からやるのかといったことについては明言を避けさせていただきたいと存じます。何とか御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、情報キットの普及についてでありますけれども、私も県等の会議に出たときに、各地域の民生委員の方とか推進員の方のお話を伺ったときに、そういった市販のものではなくて、ペットボトルを改良したものとかが、もっと身近にあるものを使ってやっ

てみえるところもありました。そういったことを考えるときに、やはりやり方がどういいのか、あるいはどういう情報、医療情報以外のものまでというお話もありましたけれども、どこら辺まで載せたらいいのかというようなことも含めて検討、研究をしたいと思っておりますので、いましばらく、そういった研究に時間をいただきたいと思えます。

それから幼保一元化につきましては、夏前から全体的な説明をして、それから対象となるところにさらに説明をしていくという形で、当然にその年度を追ってまた説明をしていくことになりまされども、全体の説明会というものをしっかりしながら、まず町の方針というものを御理解いただいた上で、一緒に進んでいきたいという思いでございまして、しっかりとやりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

コンビニ収納につきましては、先ほどもお話をいたしましたけれども、メリット、デメリットが当然にあるわけでありまして。利便性は確かに高まるわけでありまして、従前、銀行で納めていた方がコンビニに行かれるということもあると思えます。ただ、それで全体に収納率が上がるかどうかというのもちょっと見きわめなければならぬところもあると思えますし、当然に開発費用にも大変なお金がかかるというような中で、何とか、これは行革の中でも出ておった話でございまして、前向きに考えていきたいと思っておりますので、そこら辺の条件等をいろいろ勘案しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、幼保一元化に関しまして、民営化の他市町村はある

がということですが、当町におきましては民営化ということについては考えておりません。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、「自主防災組織、情報共有と協働の実践」と題し御質問をさせていただきます。

日本の反対側の中南米では、ハイチ大地震、また先日のチリ大地震など、マグニチュード八以上の大地震が世界では起こっております。チリ大地震の影響は、津波となつてこの日本にも押し寄せてきました。二つの地震で被災をされた方々にお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復興を期待するところであります。

さて、この東海地区においても、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震や東南海地震がありますが、その被害は我々住民の生活を脅かすに違いなく、その恐怖は海外から届く映像からも察することができます。そのような状況下では、備えあれば憂いなしの言葉どおり、各地区において自主防災組織が設立されつつあります。自主防災組織が地震発生と同時にその機能を果たすためにも、それなりの準備が必要となってきます。

私の住む表佐地区においても、自主防災組織が各自治会ごとに組織化され、およそ二年がたちました。その間に自主防災倉庫の設置や各組織ごとに研修や訓練など活発に行っている自治会も多くなつてきております。昨年の九月には、表佐連合自治会の呼びかけにより、自主防災研修会が開催され、その内容は、組織としての機能を果たすための「防災マップ 要支援者マップの作り

方」と題し、防災士の西田氏を迎え行われました。これをきっかけとし、各自治会において早速防災マップの作成に取りかけられた自治会も幾つかございます。

ある自治会では、防災マップの作成に当たり、自治会長を初め三役と、班長、そして福祉推進委員、また担当地区の民生児童委員など住民と、役場担当職員、そして消防署員など多くの人にかかわっていただき、ワークショップ形式でマップ作成に取り組み、避難所やその避難経路における危険箇所、消火栓や防火水利の位置、さらに個人宅の井戸、高齢者や障がい者など要支援者をリストアップし、すべて一つの地図の中に書き込む作業をされました。そして、ことしの自治会総会には、地区住民全員にそのマップが配布をされ、これらの情報を住民同士が共有しながら、地震直後の対応に当たるといふ、まさに備えの部分がこのマップ作成ででき上がったと思っております。

こちらがその自治会、一自治会ですけれども、こういったマップを作成されております。

さて、今後重要になってくるのは、具体的な内容の住民の情報と行政の持つ情報との共有が上げられます。例えば被災時における飲み水として利用可能な水源確保の観点から、消防署が持つておられる町内井戸の状況、安否確認や支援者救助の観点から、健康福祉課が持つておられる要介護者や障がい者などの状況、これらがその行政情報に当たるとかと思えます。緊急的な非常事態を想定する中では、住民の自主防災組織を円滑に機能させるためお互いの情報共有が必要になってくるのではないのでしょうか。今議会

に提出をされております垂井町まちづくり基本条例の実践例としても、この自主防災組織は、まさに住民と行政が情報の共有を図りながら、住民の安全と安心をみずから守っていくこと、その共同作業につながってきます。今後は、住民の持つ情報と行政の持つ情報を一つの地図に落とし込み、縦割りではない横断的な情報として全町的にまとめ、連合自治会や単位自治会での活用を図っていく必要があります。

これまで申し上げた私の意見をお含みいただきながら、何点かについてお聞きをいたします。

本町における自主防災組織の進捗状況はどうなっておられるのか。

表佐地区以外の自主防災組織がどのような取り組みを行っておられるのか。こちらは実践例を挙げてお聞かせいただきたいと思えます。

また、今後垂井町として、自主防災組織をどのようにとらえ、指導、育成をどのように進めていかれるのか。

また、その具体的な支援策はどうされるのか。

第五次総合計画・まちづくりの柱三 五の中にある「災害時要支援者避難支援への取り組み」とはどのようなものなのか。

また、健康福祉課として自主防災組織との連携はどうされているのか。

最後になりますけれども、このことは町民の財産と生命にかかわる重大な問題でございますので、長期的な展望に立った中川町長の安全・安心のまちづくりのビジョンに基づき、担当課を超えた横断的なそうした情報を全町的にまとめ上げ、自主防災組織で

の活用を図っていかれる必要性について、町長の見解をお聞かせください。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。自主防災組織、情報の共有と協働の実践ということで御質問でございましたが、最後にありました情報の横断的な取り扱いということでございます。

まず、自主防災組織のあり方についてでありますけれども、やはりこれは隣保というか、近隣の助け合いの中にあるというふうに思っております。もう十年以上前になりますが、阪神・淡路の北淡町での震源地での被害が本当になかったような状況、それはやはり近隣住民の助け合いの中にあつたということが実証されておりますけれども、そういったことを目指していくのが自主防災組織ではないかなと。そして、行政、あるいは国等が出てくるまでのその間に自分たちで何ができるのか、自分たちでどういう動きができるのか、それを進めていくのがやはり自主防災組織ではないかなというふうに思っております。そういったときに、各地域にある情報というのは、当然自分たちの足でしっかりと稼いでいただく必要があると思えます。また、そこに町が持つておる、あるいは行政が持つておるいろんな情報というものを出していく必要もあると思えます。そういった部分で情報の共有化、情報交換をしていくということはとても大事なことになってくると思えますけれども、じゃあ連合自治会がその情報をすべて持つておるから、それで自主防災組織がうまく動くかということ、決してそう

ではない。やはり、動くのは単位である自主防災組織一つ一つの組織が、自分たちのまず隣保、近隣でどう動くかということにかかってくるものというふうに思っております。その動かし方をどうアシストしていくか、手助けしていくかというのが我々の大事な仕事ではないかなというふうに思っております。

細部につきましては担当から補足説明をいたささせていただきます。当然のこととして、情報の共有・交換というものは必要です。皆さんから、住民の方が拾われた、吸い上げられた情報というものをやはり行政に伝えて、それをまたいろんな部分で反映していくことも必要かと思っております。そういった進め方をしながら、やはり地域の安全・安心を一緒に守っていく、まさに協働の世界がそこに実現するんであるというふうに思っておりますので、よろしく願います。

細部につきましては担当の方から補足説明をさせます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 一番議員の御質問の自主防災組織についてお答えをいたします。

まず一点目の、自主防災組織の進捗状況についてでございますが、現在、町内には百五自治会から成る八十五組織の自主防災組織があり、その組織率は七七・二%となっております。

第二点目の、自主防災組織の実践的な取り組みについてでございますが、その活動としましては、消火器の使い方や消火栓を使った消火訓練、AEDの使い方や人工呼吸法などの救護訓練、アルファ米や、かまで米を炊く炊き出し訓練などといった有事を想

定した訓練の実施や、組織内の消火栓・防火水槽などの水利やブロック塀など危険箇所の確認をしたり、またそれらを地図に落とし防災マップを作成している組織とか、家族構成や勤務先、学校先、資格などのほか、災害時に提供できる資機材などを記した家族カードのようなものをつくり、台帳として保管している組織もございます。そのほか、組織としてヘルメットやメガホン、ブルーシートを初め、バール、のこぎり、チェーンソーなどの資機材を備蓄している組織もあります。また、一昨年の九月や昨年の十月の台風などによる豪雨時には、土のうづくりや土のうの設置から災害後の撤去、災害箇所の確認や災害に遭った家屋等の復旧支援も自主防災組織として当たっていただいております。また、ことしに入りまして、正月からの豪雪に対しましては、防火水槽、消火栓を初めとした除雪を行っていただいたところもございます。

次に、第三点目の自主防災組織の指導と育成についてでございますが、町としましては、これらの活動に対しまして、消防署や消防団が訓練の指導に当たったり、組織の立ち上げの際には町職員による出前講座を行うなど、組織の組織化・活性化に向けて取り組んでいるところでございます。昨年七月二十五日には、組織の活性化を目的に、自主防災組織リーダーを対象に文化会館において研修会を開催し、「災害時における地域の助け合い」と題した防災士による講演会と、梅谷自主防災会による活動発表を行いました。今年度の町総合防災訓練におきましては、より実践的に、みずから考え行動できるよう、これまでの訓練の形態を考え直しました。

第四点目の、町としての具体的な支援策でございますが、先ほ

ど説明しました資機材の備蓄・購入に当たっては、垂井町自主防災組織資機材購入費補助金を設け、資機材を購入される組織に、事業費の二分の一、年額上限十万円を限度に助成をしております。平成二十一年度につきましては、現在までに十九組織に計九十八万一千円の助成を行ったところでございます。また、昨年度、消防用機械器具等の払い下げ等の基準をつくり、消防団が使用する小型動力ポンプなどの消防用機具の更新等に伴い、自主防災組織へ優先的に払い下げを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 一番議員の御質問のうち五点目の、健康福祉課として自主防災組織との連携につきましてお答えをさせていただきます。

まず、災害時要支援者避難支援への取り組みについてでございますけれども、災害時に高齢者あるいは障がいの方など支援が必要になる人、要支援者といいますが、その方を特定し、そのお一人お一人について迅速に安否確認を行い、必要な支援を的確に実施できる体制を構築することが求められております。災害時において要支援者支援を迅速かつ的確に行うには、日ごろから特に援助が必要となる方の適切な把握と、自治会長や民生委員、児童委員、あるいは社会福祉協議会などの関係者と必要な情報交換を図り、安否確認や相談・支援を行うことが必要となっております。

この災害時要支援者避難支援といえますのは、このための取り組みといたしまして、要支援者の把握、要支援者情報の共有、要支援者支援への取り組みなどを示しました災害時要支援者の避難支援計画の作成に努めるものでございます。

次に自主防災組織との連携についてであります。事前に援助すべき世帯を明確にするため、自治会や自主防災組織も地域の状況把握に努めていただく必要があります。災害時は避難誘導などには自主防災組織を中心とした地域ぐるみでの支援が必要となり、避難所開設など当課が把握できる情報提供などを行う必要があります。今後自主防災組織もそうでありませんが、社会福祉協議会、また二年目となりました各地区のささえあい連絡会などと調整をいたしまして、情報共有などの相互連携を図り、取り組んでいく必要があります。このことが地域住民による支援体制の構築に結びつくものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤埴理君。

〔藤埴理君登壇〕

一番（藤埴理君） 大変わかりやすく御説明をいただきました。

最後に町長の方に、今まちづくり基本条例につき、この協働の先にあるものというものがどのようなものなのか、町長の口から最後の御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

きます。非常に難しい質問ではないかなというふうに思いますが、理念ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

このまちづくり基本条例が動き始めれば、まずお互いがお互いを支え合う町ができてくると思います。そこにはやはり五次総でうたっており、まず優しさというものが前面に出てくるのではないかなど。お互いが尊重し合う、そして自分たちの、何ができるのか、あるいは何を協力できるのか、それぞれの立場で自分の役割というものを認識していくことが必要になってくると思います。

当然これは行政マンにも言うことでありますし、住民皆さん、本人のことも言うことだと思っております。お互いが物事を進めていくときに、相手の立場に立ち一緒になって進めていく。その結果として、住みやすい町、あるいは自分たちの納得いく町ができてくる。その先には、やはりお互いが優しさに包まれた、お互いを助け合える、そういった心の豊かな町ができてくるのではないかなというふうに考えております。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い二点質問させていただきます。

まず初めに、職員の有給休暇の消化について質問させていただきます。

職員、正職員・臨時職員には、六カ月間勤めると十日間の有給休暇を得る権利が法律で定められております。垂井町においてはどのように消化されているか。また、臨時職員の方で、約二百人ぐらいおられると聞いたんですが、有給休暇の権利を持っておら

れる方の割合はどれくらいかということをお尋ねいたします。

続きまして二点目、相川にかかるこいのぼりについて質問させていただきます。

垂井町におきましては、垂井町観光協会の事業としまして、毎年四月から五月にかけて相川の上空にこいのぼりが掲げられます。大変評判がよく、新聞・テレビ等で毎年紹介されております。

こいのぼりはすべて寄附と聞いております。寄附をしていただいた方の気持ちを考えると、私が思いますのは、我が子の健やかな成長を祈り自宅でこいのぼりを上げておりましたが、子供が成長し不要になり、捨てるには忍びず、有効に使っていただくために垂井町に寄附されたと思います。その気持ちを無にしないため、またこのイベントの効果を上げるために、寄贈された方に対し、ことしはあなたからいただいたこいのぼりは上流より何列目、右岸から幾つ目のところに上げさせていただくというふうなことを手紙等で案内を差し上げてはどうかと思います。私は、そうすれば寄贈された方の気持ちにこたえることにもなりますし、寄贈したときの気持ちを込めて、また垂井町に、遠方からいただいた方でしたら垂井町にまた来ていただけるのではないかと。そのため、そうしますとイベントもさらに盛り上がると思います。もちろん古くなり上げられなくなつたようなこいのぼりは廃棄されますが、その場合とか、寄附していただいたがたくさんあり、まだ順番待ちのこいのぼり等についても同じように案内を差し上げ同じ措置をとられるべきだと思えますが、垂井町長の考えをお聞きいたします。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一点目の職員の有給休暇に関しましては、人事課所管であります総務課の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。私の方からはこいのぼりについて少しお話をさせていただけたらというふうに思います。

相川のこいのぼりの一斉遊泳というものは、今、議員がお話がありましたように、家庭で眠っている不要になったこいのぼりを再びよみがえらそうということで、昭和六十二年から始められた事業であります。当初は三列でありましたけれども、現在では十一列までふえて、約三百匹余りのこいのぼりが相川の桜の中で泳ぐと。また、ことは特に雪も多かったので、伊吹山の白い山をバックに、相川の桜、そしてこいのぼりと。近隣の方も多く訪れられる。あるいは写真愛好家の方にとっても絶好の被写体となっております。最近ではバス等から眺めていかれる、観光バスも入るような形になってきたということでございます。

本年も十九人の方から寄贈をいただいております。そのうちの十四名の方は町外の方であります。先日もその中で、新聞に出ましたように、岩倉の染められたこいのぼりというのも寄贈いただいたというところでございます。議員の御提案というのは、そうした寄贈された方の厚意に報いるというか、その意をあらわすために、どこにかかっているか明示せよと、はっきりわかるようにしたらどうだという御提言かというふうに思いますが、寄贈者の思いからすれば確かにそのとおりかもしれませんが、今言

ましたように大体三百匹、在庫としては五百匹ほど持つておるわけでありませけれども、どこに何番目にあるというような状況になりますと、これを一匹一匹すべて管理する必要が出てまいりません。また、当然に色とか形等も配慮しなければなりません。ですから、どうしても飾るところが、そのもらった年を一部分に固めるということがなかなか難しくばらばらになる可能性がある。そういったことで非常に難しい判断が出てくるんではないかなあというふうに思っております。また、非常に風もきついところもあります。最近のこいのぼりはナイロン製で、どうしても劣化が激しく、風で飛ばされてしまうというようなことも間々あって、仮に、かけておいて、行つたけれどもなかったというようなことも起こり得る話ではないかなというふうに思います。そういったことを考えるときに、現状でも寄贈していただいた方にはその年の一斉遊泳の礼状と案内をお出ししておるところでございます。こういった中で、例えばその年の寄贈者の方には改めて御案内を差し上げて何か顕彰するというようなことは考えられるかもしれませんが、どこに飾るかということまで指定するというのは、現状の中では非常な労力を要するというところで、ちょっと難しいのではないかなという思いを持っております。ただ、寄附をいただいた方に対する感謝の念等を示す方法というのはほかにあると思っております。そこら辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の第一点目の御質問でござい

ます。職員の有給休暇の消化についてというお尋ねでございますが、臨時職員もあわせてまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、職員の関係でございますが、年次有給休暇は二十日間でございます。期間は年度ではなく暦年で集計をいたしておりますが、残日数が二十日を限度として、次の年にも繰り越せるという形でございます。新規採用の場合の四月採用につきましては十五日間の付与という形になります。この職員の消化率は、直近の集計によりまして二九・四％でございます。

それから臨時職員の場合でございます。期間は年度で取り扱っておりますが、労働基準法上は六カ月経過で十日間の有給休暇付与ということでございますが、本町では前倒しをいたしまして、試用期間が経過すればこの有給休暇がとれるような状況もつくっておりますでございます。年度途中におります採用者は、残月数によりまして十日を月割りして与えさせていただいているという形でございます。この臨時職員の方に関しましては、二年目からは一日ずつふえてきますし、また年を重ねることによって二日間ずつ付与されて、最高二十日間という形になってくるものがございます。この臨時職員さんは、ただいま現在百八十二名の方がいらつしやいます。その中で有給休暇を与えていない臨時職員さんもいらつしやいます。といいますのは、六カ月に満たない雇用期間、直近でいいますと緊急雇用の関係で、その期間、例えば三カ月間とか定めてその業務に当たっていたらいる臨時職員の方、あるいは発掘作業員の方で期間限定で一週間とか十日間

とかいう形で来ていただいている臨時職員の方、この方々も有給休暇は付与しないという形になっておりますし、また私も総務課の方でお願いいたしておりますマイクロバスの運転手の方々、こういった方も有給休暇は付与していないという形でございます。臨時職員さんの有給休暇消化率は九二・九％、ほとんどの方が、一〇〇％取得されているところでございます。

なお、職員が非常に有給休暇消化率が悪うございます。みずからの健康管理、あるいは、昨今非常にストレスがたまるような社会の中でどのようにして公務に支障を及ぼさないように自己管理をしていくかということからいたしましても、有給休暇を有効に使っていくというのはやはり必要なことではないかなというふうに思っております。少し踏み込んで御説明申し上げますと、正職員の関係ですけれども、有給休暇の届け出に関しては、許可制でございます、届け出でございます。したがって、その上司はそれを受理するという形でもって有給休暇が付与されるという形になっております。がしかし、その要望した、いわゆるその届け出た日にちが公務に支障を及ぼすというような日にちに関してはそれを変更していただくことも間々ございますが、私の経験上は今まではなかったわけでございますけれども、そういう公務に支障を及ぼすというようなこと、これは職員の公務モラルにもかかわりますけれども、そういった形は避けていきたいというふうに思っておりますし、病気特別休暇、忌引等も含めてですけれども、そういった休みに関しては、これは承認制でございます。したがって、有給休暇とは取り扱いを異にいたしておりますし、またその有給休暇を受理する権者でございますけれども、私

ども課長級にしましては副町長がそれを受理するという形でございますけれども、各施設長にその権限を付与いたしております。したがいまして、施設等の有給休暇は各施設長の受理でもって取得していくという形になっているところでございます。

以上、有給休暇の関係につきまして私どもの方からの御説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） たった今答弁いただいたことに対して再質問いたします。

まず、こいのぼりですが、何列目の何番目とかというのは難しいという答弁でありましたが、それでしたら、やはり高札所、お寺なんかでしたら記帳札とかああいうのをやるんですが、そういうふうなことも一つの方法ではないかと思えますが、それについて町長の御意見をもう一度お願いいたします。

続きまして、職員の有給休暇の消化率、正職職員は二九・四％と言われましたが、非常に消化率が低いというふうに思います。これはその部署によって大分違うと思うんですが、その辺はもっと、職員の権利ですから、これをとりやすくするような人員配置なりを考えるべきではないかというふうに思います。

そこで、部署によって差があるのかどうかという質問と、今後、この消化率を上げていくためにはどのような考えでおられるかというのをお尋ねして質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） こいのぼりの件にしまして、いただいた方の名前を出すということは可能かというふうに思います。ただ、個人情報のこともありますので、当然に出していいかという判断を一応伺わなければならぬということになると思います。そういった部分でお示しをするということは可能な判断ではないかなと。いずれにいたしましても、これは少し、先ほど言いましたように、どういう形が寄附していただいた寄贈者の方に対してのその思いにこたえる形になるかということをもたじくりと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の再質問にお答えさせていただきます。職員の消化率の関係でございます。

非常に二九・四％と低い状態でございますが、また部署によってもそれぞれその率が違うわけでございますけれども、いずれにいたしましても、とりやすい環境をいかにつくっていくか、それによって職員の健康管理等に資するというようなことでございます。したがいまして、これを計画的に、突発的な休暇は別といたしまして計画的にいかにとるかというふうなことになるかと思えます。したがいまして、職場の中でやはり職員同士間、仕事の多い、少ない、いろんな年間ございます。そういった中で、職員が互いに助け合いながら、住民サービスに支障を及ぼさない、いわゆる公務に支障を及ぼさない状態の中で計画的にとるといふことでございます。したがいまして、今までやってきておるんで

すけれども、職員一斉に有給休暇取得促進の通知を出したり、またあるときは課長会等におきましてもこれを促すような文書を出したりということでは逐次やってきてはおるんでございますけれども、このような結果でございます。今後、そういった計画取得につきまして、さらに促進するような形で、私も周知していきたくないというふうに思っております。それがひいては公務能率にも寄与するというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十分といたします。（午前十時二十二分）

副議長（広瀬文典君） 再開いたします。（午前十時四十分）
引き続き一般質問を行います。二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 早速質問に入らせていただきます。

一 番目の問題は温泉水の利活用についてであります。

三年前に温泉スタンドをつくられました。それも多額の費用の二千万円を使ってであります。そして四月に入りますと、利用者の動向をつかみたいからコインでやらせていただきたいというお話がありまして、それもやりました。その後一年ぐらいたってから、利用勝手が悪いからもうコインの使用はやめるんだというお話があって、議員の方にもそういう報告をされ、議員もそれは認めた次第であります。去年の十二月定例議会の席での二人の同僚議員の温泉水の利用・活用に対する質問に対して、町長は、温泉施設をつくることについては優先順位からは低いと。だから

もう、私の方の解釈としては温泉施設はつくらないんだと、そういう解釈をしております。

それから、私が九月に温泉水の利活用についてどのような考えを持っていかと聞きましたところ、いましばらく待ってくださいと町長もきょうの八番議員の質問の中で「いましばらく」という言葉をよく使われます。民間会社では、いましばらく待ってくださいというような返答の仕方はありません。大体期間を切って、いついつかまでに報告をするんだと、そういう話があります。行政ではそういう、いましばらくということでありまして、いつなんだかさっぱりわかりません。私が考えてみますのは、いましばらくと言われるとやはり六カ月間かなという思いがあります。そうしますと、六カ月たったところで質問者に対して町長は回答を出すべきだと思います。そうしないと、さらに質問ができません。どういう考えか、こういう登壇をしながらまたやらないかということになりますので、そういう無駄な時間は省きたいと思っております。そういう点で、町長はいましばらくというお答えはしないでいただきたいと思っております。

そこで、温泉水の利活用について、町長はどういうふうにご考えてみえるのか、その答弁をお願いしたいと思います。

それから二番目、観光政策であります。

政権交代によって、国土交通省は昨年平成二十一年度に観光庁を設けました。そのときの予算は約七十二億円です。平成二十二年度、今年度は約三倍の二百十億円の予算を組み込みました。ようやく日本も観光に力を入れ始めたんだなという思いがしております。

最新の統計による旅行者が訪れた国は、一位、フランス、八千九百九十万人であります。二位、スペイン、五千九百九十九万人、三位、アメリカ、五千五百九十九万人であります。四位、中国、五千四百七十二万人。では日本ではどれだけの外国から観光客が来たかといえますと、大体日本は二十八番目です。八百三十五万人しか来ておりません。それから訪日外国人の総支出額は一・五兆円で、一人平均十八万円と推計されます。そうしますと地方への波及効果は大きいと思います。

日本は、自国文化の発信に余りにも無頓着でありました。例を挙げますと、上野にあります東京博物館ですが、「十一万点の収蔵品と八十七点の国宝を持つ」と筆頭に上げられております。一年間に公開されるのは全体の五%前後で、名品の多くは収蔵庫の中で眠っております。大半は英文記がタイトルのみで、漢字が読めないという国宝がどれかわからない現状であります。私自身思いますには、やはり収蔵庫の三分の一か四分の一ぐらいは、それぐらいの大きな建物をつくりまして、やはり外国から人を呼ばないと、もう日本は構造不況といいますが、外国へどんどん企業が出ていっておりますので、やはり人を呼んでお金が入ってくるようなことを考えていかないとだめではないかというふうに思っております。

では、我が垂井町に観光客が一年間で何人来ているかといえますと、約五十五万人ぐらいですね。隣の関ヶ原町では百万人、養老町でも百万人来ております。観光まちづくりの期待の一つは、人々のふるさと意識を深め、生きがいを深めてもらうことにあります。二つ目は、地域活性化の手段として観光への期待が大きい

ことにあります。三つ目、貴重な自然、歴史的な資源、快適な環境等、地域のよさの持続的な利用を進めることにあります。

観光産業は、町民も、事業者も、行政も、三位一体となって真剣に観光まちづくりに取り組んでいく必要があります。広域観光は他の観光地と連携して行うものであり、我が垂井町だけがよければよいという手前勝手な集客観光の手法はもはや通用いたしません。

一つ、町長はどのような観光まちづくりを考えているのかお聞きします。

二つ目、垂井駅の上りホームに垂井町の名所・旧跡四十一カ所の書かれた看板がありました。この垂井の文化財、これは二〇〇八年第三十二集に書いてありますが、四十一カ所の名所・旧跡が、このように上りホームの看板がありました。それが、北口のエレベーターを設置したところ、その看板が突然消えてしまいました。それは、看板には、垂井町商工会、観光協会が一番最後に書いてありました。それで、これはもう看板は廃棄処分されたのか、それともまだ確保されて保管されておるのか、それは私どもにはわかりませんが、多分、漏れ聞こえてきます話ではもう廃棄処分されてしまったんだと。あれだけの大きな看板を看板屋さんに頼もうと思いませんと、何十万とかかるんですね。だからそういう形で廃棄処分されたのか保管されておるかわかりませんが、そういう今、第二質問で、保管されているのか廃棄処分されているのかと。廃棄処分されたら、もう一度こういう看板をつくって、皆さんに周知徹底してもらつとが、そういうことはやらないと、人は全然来ません。やはりどういふふうに観光まちづくりを考えてい

るかということになります。

三つ目、これは私の案であります。期間限定、土曜日・日曜日・日曜日の春と秋に、すこやか号が日曜日・土曜日は遊んでおりますので、垂井発・関ヶ原史跡めぐり、私は勝手に西コースを言っておりますけど、それから垂井発・大垣市赤坂史跡めぐり（東コース）。西も東回りも一回一人八百円ぐらいか千円ぐらい取りまして、そして街角案内の人に同乗していただきまして、いろんな史跡を見たらうと、そういう形をしておればよろしいと思います。この場ですぐ言つてやれというわけにもいきませんので、これは十分研究になるといふふうに思っております。そこで町長に、六カ月後か一年後ぐらいにはこういうことはやれるかどうか、そういう考えがあるかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、三番目の質問であります。垂井駅にコインロッカーの設置をという話であります。

いつも大雪が降りますと垂井駅まで長靴を履いていかないと、なかなか通勤客は革靴ではぬれますので、そうかといって、大垣から東へ行けば長靴を履いて会社へ行くわけにもいきません。西の方も一緒のことだと思えます。だから、北口と南口におのおの二十個ずつぐらいのコインロッカーを設置してはどうか、そういう考えはあるかどうか。

それから、やはりコインロッカーの使用については、ただではいけませんので、やはり百円ぐらいは取つたらどうかなど。それは私の個人であります。そのコインロッカーの設置をされるかどうかを町長はどういうふうにご考えているか答弁いただきたい。

思います。以上です。

副議長（広瀬文典君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の御質問にお答えをさせていただきます。何かありましたけれども、私の方からは温泉水の活用についてと、それから観光まちづくりについてどのように考えるかということについてお答えをさせていただきます。と思います。

温泉水の利用につきましては、いろいろ今までの経緯をるる説明していただきましたけれども、昨年度、老人福祉センターでの活用ができませんかということを検討しまして、予算等を検討しました。施設改修に二千五百万円ほどかかるというような形で、非常に今の財政状況が厳しい中で、これを優先的に上げることができないという判断のもと、ペンディング（保留）という形にさせていただきました。しばらくというのが半年というのは議員のお考えによるものでありまして、三カ月もあれば、一年もあれば、二年もしばらくというふうになると思えます。ですから、これの回答が出ないということでありましたけれども、予算という形で私どもはいろんな施策につきまして回答してあるようなところもございまして、今年度の予算の中にこのことにつきまして触れていないということは、今年度もペンディングという状況でございまして、というのは、やはり財政的な部分等もございまして、非常に厳しい状況がございまして、そういった中で、やはりこれを優先的に取り組むべきではないという判断のもとに、昨年と同様の判断をしたところでございまして。

利活用につきましては、今後、議員がおっしゃいましたように施設をつくってまでというのはやはり難しい状況にあるんじゃないか。今ある施設をいかに有効に使っていくか、あるいは民間の施設等が利用を申し出れば、それとタイアップするような形での利用というのも十分立派な利活用であるというふうに認識しております。そういったことを踏まえながら、やはりいましばらく様子を見守っていく必要があるというふうに思っております。

財政状況でいえば、やはりしばらく厳しい状況が続きますので、その状況は今後も変わらないというふうに思っております。

それから、まちづくりについては、五次総の中では、目指すまちづくりの目標としまして、行政と住民が一体となり観光の振興に取り組むこと、町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりを進めることとしております。その中で、行政の役割として、関係機関との連携強化、観光資源の整備・推進、積極的な観光情報の発信というふうにしております。また、一方で、住民、事業者の役割といたしましては、地域のことを知り積極的に観光振興に取り組む、計画段階から進んで観光資源の宣伝や整備に参画することとしております。

こういったことを考えてきますと、観光というものはやはり目玉になるものが必要になってくると思います。垂井の場合は、遠くから遊びに来て泊まっていくリゾートではなくて、やはり観光といえますと伝統的な歴史文化財になるというふうに思います。そういったことを一緒に考えていくということになると、やはりこれは住民の皆さんにもその歴史文化というものをしっかりと知っていたことがまず大前提になってくる。そうした中で、郷

土に誇りを持ち、垂井の歴史文化に誇りを持つ。そのことが観光にもつながってくるんじゃないかなということをおっしゃいます。

文化財そのものの成立というものは、やはり住民の理解と支援なしには成り立ちません。そういったことを考えるとき、今提案しておりますまちづくり基本条例というものがやはり協働ということをつたってあります。この九月には中山道宿場会議垂井大会が商工会青年部の主催で開催されます。中山道というものに、今、街道というものが大きく脚光を浴びておられるわけでありまして、二番議員も中山道、あるいは歴史文化に非常に造詣が深いということでもありますので、今後、例えばこういった観光あるいは文化ということでもまちづくりの協議会が立ち上がったときには、ぜひ先頭に立って、旗振り役といえますか、推進役に大いに力をかしていただきたいと思うところでございます。

いずれにしても、観光の根本は情報発信、そして自分たちの文化財、宝に誇りを持つこと、その誇りを外に向かってアピールしていくことだというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

細部にわたる他の点につきましては、担当課から補足説明をさせていただきます。

副議長（広瀬文典君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 二番議員の御質問について、私の方からは大きな二つ目の中の、垂井駅の看板、そして期間限定周回バスについてお答えをさせていただきます。

まず、垂井駅のホームにあった町の名所・旧跡看板がなくなっ

ているがどうしたかというお尋ねでございます。

この看板は、議員おっしゃいましたように、町の名所・旧跡四十一カ所の名前が羅列され、駅の上りホームに設置されていたものでございますが、駅北口のエレベーター工事にあわせ廃棄処分をしたところでございます。

つきましてはその経緯でございますが、昨年一月、JR側からエレベーター設置工事の支障になるから看板を撤去してほしい旨の申し出が町にございました。これを受けまして、町では支障にならない場所への移設を要望いたしました。JR側は、以前から構内にあるものは暗黙の了解で認めているが、強風等で倒れたら構内にあるものから、今は移設も含め設置は認めていないとのことでございました。そういったことから、関係する観光協会、商工会、町が現地へ赴き、十分に検討した結果、看板は老朽化しており、移設に耐えかねること。また、記載内容、看板に書かれている内容からして、保管するには価値が若干少ないのではないかということ。さらに、今回、工事にあわせて処分を行えば経費も伴わなく等々の理由により廃棄処分としたところでございます。どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、寸法を計測し、写真として記録にとどめたところでございます。ちなみに大きさは、幅七・二メートル、高さ一・四メートルの看板で、タイトルは「垂井町の史跡名所と文化財」、記載内容は、議員も申されましたとおり文字のみで、各地区別に名所・旧跡が羅列しているところでございます。

次に、周回バスの運行についてでございます。

議員おっしゃいましたとおり、広域観光は他の観光地と連携し

て行うものでございます。交流人口の増大は、地域活性化の重大な要素でもあることから、現在はさまざまな交流促進が求められているところでございます。議員の御提案は期間限定の有料の周回バスということでございますが、有料となりますと、道路運送法上の路線バスとみなされ、一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となってまいります。このように事業を始めるに先立ち許可をとるようになりますので、行政が行うべきか否かを含め今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。

副議長（広瀬文典君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 二番議員の垂井駅にコインロッカーの設置をという件につきまして御答弁申し上げます。

垂井駅北口と南口でございますが、駅利用者の利便性の向上のためにコインロッカーの設置でございます。過去二年ほど前でございますが、この話がございまして、たまたま駅の駐車場の管理をしております会社に問い合わせいたしましたところ、採算性に若干の問題があるということを聞いておりました、そのままになっておったわけでございますが、最近、隣の関ヶ原、大垣駅の状況を確認いたしましたら、東海キヨスク株式会社がかついった管理で設置されているといったことを聞いております。それで、我が町の駅で設置可能な業者をいろいろ検討した結果でございますが、最近になりまして、大阪のある企業でございまして、コインロッカーを設置してもいいといった話がございました。今、その設置場所とかその方法を、最も私どもがリスクが少ないと考

えておりますのは、企業様の方にすべてやっていただく、私どもは占用料をいただくと、こういったことが一番いいと思っております。今そういった方向で条件等調査しながら、今、調整に入っているところでございます。そういったところでございますので、よろしく御理解を賜りたくお願いいたします。

副議長（広瀬文典君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 一点だけお聞きします。

温泉水の利用・活用についてであります。町長はいましばらく、再度、こういうお話でした。温泉スタンドをつくってから三年たつんですよね。それで、温泉スタンドの利用・活用も年々少なくなっているという状況であります。だから、じゃあ二千万円も使って何もしないんだというお話なのか、まだいましばらくだと、三カ月、六カ月、一年、そういうお話でした。いつまでたっても温泉水の利用・活用については、もうやめるのか、できないのか、そういう時期に来ていると私は思いますので、じゃあ民間にこれを使ってもらえるところがあるのかどうか、それは私どもはわかりません。だからもう一度町長に、じゃあ何のために温泉スタンドをつくったんだと、そういうことになりますので、温泉利用については本当にしっかりと考えていかないと、二千万円の投資した金額がもたないということになります。そういうことになりまして何をやっとなんだという話にもなりますので、再度、温泉水利用について町長はどういう思いがあるんだと、そういうことを述べていただきたいと思えます。

副議長（広瀬文典君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。温泉水についてでありますけれども、この温泉スタンドのそもそもの一番最初の思いというのは、やはり源泉の保持でありました。非常に荒れた状態で、垂れ流しの状態を何とかしたいと、しっかりと管理をできるように状況にしたいということでこの温泉スタンドというものにした経緯があると思えます。これにある程度の投資がかかったわけでありまして、現在、維持費として電気代等が格安的に落ちていく状況、管理等もしっかりできていく状況にあります。ですが、これをじゃあさらにどんどん使っていくのかということになると、やはり今言った財政的な問題等も含めた中での判断というものが出てくると思えます。今あるからそれをどんどん使っていくのかということ、やはりそこにいるんな判断が働くものというふうに思っておりますので、このことについては慎重に考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほども少し触れましたけれども、今までも民間での利用の計画もありました。またこれからも出てくるものというふうな思っております。可能な限り民間等もタイアップしながら温泉水を利用していただく、そしてそのことが垂井町民の利便性につながっていくという形になれば一番いい形ではないかなというふうに思っております。また財政等が許してくれば、何とか安いコストの中で既設の施設を利用した形での利用ということも考えていけるのではないかなと。ただ、今は非常に財政状況が厳しい時

期でありますので、その時期ではないというふうに判断をしております。

副議長（広瀬文典君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、町長所信表明より福祉のまちづくりと基盤整備につきまして、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

町長所信表明中にお示しをいただいた新年度予算。依然続く厳しい財政状況と新政権のもとでの先行き不透明な中で、住民サービスの維持向上を図るためにも、その予算組みには大変苦慮されたこととお察しいたします。

そこで、今回の予算編成で一番苦勞された点はどのような点であるのかお尋ねをいたします。

また、こうした状況下でも、新年度も引き続き推し進めなければならぬ施策は多々ございます。中でも福祉のまちづくりは外すことのできない重要な施策であると考えます。そこで、保育の充実や障がい者福祉の充実などそれぞれうたわれておりますが、保育に関しては先ほども同僚議員からも御質問があり、町長の御答弁で、幼保一元化の推進に取り組みられるとありました。新年度を迎えるその前に、子供たちをよりよい環境下で見守り保育する保育士に関しては、その確保は十分ではなく、また予算委員会でも議論がなされましたが、その労働条件や育成も課題の一つであると言えます。新年度においてはそれらに対してどのような対策をとっていかれるのかお尋ねをいたします。

また、障がい者福祉に関しましては、毎年継続して取り組んで

いただいている項目もある中で、何を充実とし推進ととらえるのか、いまだわからないところもあります。新年度におきましては、その成果がわかるよう取り組んでいただきたいと考えております。そこで、これは幾度となく御提言し問うてきた経過があります。今回も私が提案するに、平成十七年度に大規模に改築され、現在では児童に親しみを持つていただいていたでいていいるいずみの園のより一層の活用や、平成二十三年度からのことですが、幼保一元化に伴って施設が統合される中で、空き施設が出るのを最高のタイミングとし、作業所やサロン等の機能をあわせ持った福祉施設にするなど、建設時の目的等のハードルはあれど、無駄のない活用が考えられます。

児童デイサービスの拠点とも言えるいずみの園においては、北保育園敷地内にあることから園長が兼務の形をとっており、現在、そのあり方が問われ出しています。約三千万円の予算を投じ改修された大変すばらしい施設でありますので、訓練施設としてのより一層の充実は、ニーズの高まりとともに当然のことと存じます。そこで、毎年、活動の場や就労の場、交流の場の確保や充実がうたわれてきましたが、新年度につきましてはそれぞれ場の確保や施設の活用、あり方について明確にお示しをいただきたいと存じます。そのお考えをお尋ねいたします。

また、垂井町の最新ニュースでも言いましょうか、今月の広報たるい、笑顔で和田雅人君が掲載してあるんですが、毎年、このマー君は私の八月十五日の誕生日に朝一番に電話を下さいまして、お誕生日おめでとうということでお電話を下さるんですが、こうやって立派な笑顔を示してくださっています。その話はさてお

き、垂井駅エレベーターが完成したのは、議場にお見えになる皆さん、またケーブルテレビをごらんの皆様も御承知のことと存じます。町長所信表明中にもありますが、公共施設のバリアフリー化の推進も、この駅エレベーターに引き続き、ユニバーサルデザインに配慮した基盤整備とあわせて、積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

今申し上げましたユニバーサルデザインとは、議場の皆様には御案内のとおりでございますが、確認の意味で申し上げますと、文化や言語、国籍や老若男女等の差異、障がい、能力等を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計をいいます。また、七原則としまして、一、どんな人でも公平に使える。二、使う上で自由度が高いこと。三、使い方が簡単ですぐにわかること。四、必要な情報がすぐわかること。五、うっかりミスが危険につながるらないこと。六、身体への負担がかかりづらいこと、弱い力でも使える。七、接近や利用するための十分な大きさと空間を確保することなんです。先日お示しがありました次世代育成支援行動計画中には、子育て家庭に優しい公共施設等の整備促進に関しては、残念ながらその評価は低く示してありました。言いかえますと、福祉のまちづくりはまだ実感できるほどなされていないということになるかと存じます。福祉のまちづくりの観点から、新年度は公共施設についてはどのような部分を取り組まれるのかお尋ねをいたします。

また、基盤整備の注目すべき点である橋梁は、その道幅間隔が狭くなることから、整備の際には特に注意を払いたいものであります。車両が通行するだけでも目いっぱいな箇所も見受けられま

す。その橋梁に関しましては、平成二十年度に点検業務委託、その結果を受けまして、平成二十一年度には長寿命化修繕計画等の予算組みがされ、徐々に取り組まれてきた経過があります。こういったハード面の整備や厳しい財政状況下ではすぐに取り組むのは難しいとお察しいたしますが、安全で快適な住環境の提供は、福祉のまちづくり施策遂行のためにも休むことなく続けていかなければならないと存じます。

また、橋梁に関しましては、補正予算で相川橋の舗装が計上され、泥川上橋などについても相次いで計上されておりましたが、全体的な点検結果はどのようであったのか、また今後は、先述の観点などをあわせまして、計画的な取り組みをしていけるのかお尋ねをいたします。

副議長（広瀬文典君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

所信表明の中からの質問でございますが、私の方からは、新年度予算の編成についての考慮した点、それからいずみの園についてのことについて少しお話をさせていただけたらというふうに思っています。

まず、新年度予算についてでありますけれども、やはりこれは今まで経験したことのない混乱の中での予算編成であったと、一口に言えるのではないかなというふうに思います。予算規模を決める歳入の枠がなかなか固まらないといいますが、はっきりしない状況が続きますして、歳出予算を先に先行して進めていくという

ような状況の中での予算編成でありました。具体的に言いますと、政権交代がありました。地方財政計画の策定が大幅におくれまして、地方交付税の財政規模等の確定が非常におくれました。また、あわせて、子ども手当等の新しい施策等が進められるわけなんです。その具体的な方針、あるいは財源等につきましてなかなかはっきりしなかったというような形で、いつまでも混乱が続いたというような状況にあります。

また、県におきまして、昨年、行財政改革アクションプランというものが示されまして、福祉関係の予算が大幅にカットされるといような状況に陥りました。そういった中で、市長会、町村会、あるいは各団体からいろんな意見が生まれて、最終的には削減率も少し落とした形で決着したわけでありまして、これもやはり最終的には二月に決着を見たという形ですけれども、これもやはり最終的には二月に決着を見たという形ですけれども、落ち込みというものをどの時点で判断するのかという、非常に複雑な様相になってまいりました。いわば三重苦のような形の中の予算編成でありましたけれども、いかに財源の確保をしていくのかというところに大きな苦労があったのが今年度の予算編成の大きな特徴ではなかったのかというふうな思いをしております。

もう一点、いずみの園につきましてもあります。

このいずみの園は、障害者自立支援法に基づく障がい者の児童デイサービスの通園施設という位置づけであります。ですから、普通の保育園とは立つ位置が違つていう形になります。そういった中で、北保育園に併設されておりますので保育園というふうにとられるかもしれませんが、実際のところ、障がいのある子供た

ちに対する支援施設という位置づけであります。ただ、この運営に当たりましては、従前、普通の保育士を充てておつたところでありますけれども、実際のところ、やはり現場では保育と違つていような形で混乱があつたり、あるいは悩みとか問題が多々出てきたというところがございます。そういった中で、昨年度、教育委員会とも連携をとりながら、施設のあり方について検討し、ひとまず支援員の配置を行ったところでありました。しかし、これで完璧とは言えず、今後、組織のあり方の見直しをしながら、どういった施設のあり方がいいのか、どういった施設再生がいいのかと、そういったことについて今後もっともつと深めていく必要があるというふうに思っております。ただ、これも一朝一夕にできることではございませんので、今までの実績等踏まえながら、少しずつ確実に進めていきたいというふうに思っております。

また、幼保一元化等にかかわる空き施設についても少し触れられましたけれども、これらについてはまだこれから進めていく段階でありますので、空き施設をどう使っていくかと、より効率的な使い方、あるいは施設のあり方というのは今後の検討課題の一つであるというふうに認識しておりますので、今この時点でどういったものに何を充てるといふようなことについてはまだ検討段階であるというところでお許しをいただきたいと思います。

他の細部につきましては担当課から補足説明をいたさせます。

副議長（広瀬文典君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の御質問のうち、二点目の保育士の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、保育士の確保についてであります。正直申しまして苦慮しているところでございます。正職員につきましては人事の方で定員適正化計画がございますし、また所属ごとにつきましては職員配分規則による場合がございます。臨時保育士につきましては、従前から確保が困難な状況が続いております。少しでも待遇改善を図るため、二十年度より、経験年数、職務内容、勤務時間による加算、あるいは有給休暇日数の見直し等を実施いたしました。また、二十一年度からは、通勤費相当賃金の支給を実施したところでございます。今後、状況を見る中で、雇用条件の見直し、あるいは勤務内容の検討も必要になることも考えられますが、引き続き確保に努めてまいります。

また、育成につきましては、子供たちの園での人的環境としまして、保育士の役割は極めて重要であります。よりよい保育を目指すには保育士の質の向上が不可欠であり、そのための専門研修、園内研修、あるいは園長を中心とした現場指導、また、当然、一人ひとりの自己研さんも基礎となつてまいります。お互い切磋琢磨し、質を高め合う努力をすることも必要と考えておりますので、今後も重要課題として取り組んでまいります。

副議長（広瀬文典君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 三番議員の公共施設のバリアフリー化と橋梁につきまして答弁させていただきます。

公共施設のバリアフリー化につきましては、平成二十年三月に垂井駅エレベーターを建設するに当たりまして、垂井駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定いたしました。この中では、垂井駅

を中心としたおおむね一キロの範囲を重点整備地区といたしまして、道路・公園などのバリアフリー化を進めていくとしております。また、重点整備区域以外でも、この基本構想の整備方針を参考にいたしまして、バリアフリー化に努めるということになっております。幸いにも、平成二十年度に垂井駅エレベーター事業を着手いたしましたして、本年三月をもって事業完了を迎えたところでございます。

今後のバリアフリー化の推進につきましては、新年度予算ではまちづくり交付金事業を進めるための都市再生整備計画を策定予定いたしましたしております。この中で道路・公園のバリアフリー化を推進していくものでございます。また、朝倉運動公園の体育館におきましては、車いす用のスロープを改良するといった計画もございます。

それと橋梁でございますが、平成二十一年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定するに当たりまして、その前年度の平成二十年度に橋長十五メートル以上の橋梁の点検をいたしました。垂井町には橋梁が約百五十橋ほどありますが、この中でこの点検対象は十八橋梁でございます。十八橋梁の中で、建設後経過年数が最も長いものは四十年たったものもございます。これらの橋梁の寿命を長く保たせるために、こういった修繕は必要かと考えております。

また、点検結果でございますが、橋梁の構造でございますが、コンクリート製の橋梁よりも鋼製の橋梁の方が健全度は下がっていたという、こういった結果でございます。今後は、この調査結果を踏まえまして、長寿命化のための修繕が必要な十四橋梁の修繕計画を、今後十年間で修繕費の平準化をしながら進めていく考

えでございます。

新年度の取り組みといたしましては、新桜橋の鋼げたの塗装を行う予定でございます。

それと、泥川上橋につきましては、橋長が十四メートルということでございますので、この点検はいたしておりません。

相川橋につきましては橋長は七十九・八ということでございますので、点検対象にはなっておりません。けたの点検をいたしました結果でございますが、健全度は高い方でございましたが、橋面が荒れておりまして、そこから雨水等の浸透が出て、けたを傷めると、こういったことが想定されますので、この橋面を改修するものでございます。

以上、バリアフリーと橋梁につきましては答弁とさせていただきます。

副議長（広瀬文典君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 各御答弁、ありがとうございます。

予想どおり予算編成が大変だったとのこと。大変だった中にも積極的に予算執行に当たりたいと考えております。

数点再質問があるんですが、ちょっといろいろと飛びますが、場の確保とか交流の場とかそういった施設の利用等について、町長のさらっとした御答弁でしたので少し問うてみたいのですが、予算委員会でもけやきの家など、そういった就労の場ですとか活動の場の話題に上がりました。その就労の場でありますけやきをとらえてみますと、地域活動支援センターというふうになっておりますが、それらを含めて現状をかんがみますと、見直す見直

すというお言葉ばかりで、早急に着手とか整備する必要があると考えます。実際の現場を見られたかどうかちょっと私も町長さんとお話しておりますのでわかりませんが、建物の老朽化のみならず、作業の内容等も考えていかなければ、行く行くの自立を図る上では相当難しいのではないかと思います。けやき立ち上げの際の関係者の方々の御努力というのでも十分把握しておりますし、利用されている利用者さんのやりがいというのでも無駄にはいけないと思うんですね。今、自立支援法が、地域、地域でというふうには、地域に返そう返そうというような風潮の中で、新政権はこの自立支援法に関して廃止というような論調もあります。が、地域でというならば、その地域で自立できるような受け皿をつくっていかねばならないのがこの行政の使命であると思っております。ですので、今回も御提言申し上げましたように、施設の利用は、さほど経費をかけずに利用できるというメリットもありますことから、幼保一元化のタイミングとあわせて取り組んでいただきたいと積極的に考えておりますので、それらを含めた計画も同時にお示しいただきたいと思っておりますが、そのお考えを再度御質問したいと思います。

そしてまた、いずみの園に関しましてですが、先ほど町長御答弁にもありましたように、保育園とはやはり位置づけが違うという御認識があるということで、その答弁どおり、園長さんが兼任されておって、園長さんは本当に保育園と兼任ということではないかと、園長さんには大変お忙しいようですし、また兼務は相当大変であろうかとお察しいたしますので、兼務ではなくて、いずみにベテランのすばらしい指導熱心な先生方がたくさんいらっしゃいますので、現場

や利用されている方々とよくお話をされていかれるのがいいかなと思いますし、きちんと独立した形を図られるといいかと考えますが、その点について再度御質問いたします。

そしてまた、公共施設のバリアフリー化等ですが、いろいろ御説明ありがとうございます。建物と道路、そして橋というのは、それぞれつながっておりますので、点を線にしていかなければならないという考えから、エレベーターの今回設置は本来にありがたかつたんですが、そのエレベーター設置構想の際、私も友人でありますアテネパラリンピック選手で神戸市議会議員の山口由美さんに垂井町に来ていただきまして、実際、車いすでもって垂井駅周辺をずうっとごらんになっていただいたんですね。その際にいろいろと御指摘をいただきました。その後に庁舎にもお越しいただいたんですが、町民さんが大勢集まるこの庁舎ですとか文化会館一つとっても、やはり完璧と言える施設でないんですね。御指摘もいただきました。階段や手すりもさることながら、私も子育てしながら思うんですが、おむつがえシート等が整備された施設も本当に町内に幾つあるのかなあと。実際、文化会館でおむつがえをされているところは、小ホールの前の広いですでかえたいらっしゃる方を見たことがあるんですね。本当にかえづらそうにしていらいらっしゃいました。私も行く行くそういった場面に遭うのかなあとというような思いをしながらおるんですが、そういった、ちょこつとずつできるようなバリアフリー化ですとかユニバーサルデザインというのが、さほど予算をかけずに取り組んでいける部分があるんじゃないかなあと思うんですが、そういった面からも、そういう小さいバリアフリー化に関する優先順位について

は、朝倉運動公園等のスロープ等という御説明もありましたが、庁舎とかそういった部分でどこをどんなふうに変えていかなければならないと現在お考えか、どこが不便かということを御自身でもそういう経験されているかということを再度お尋ねいたしまして、再質問を終わりたいと思います。

副議長（広瀬文典君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。三点ほどあつたかと思いますが、まず、けやきの家を中心とした場の確保の問題についてであります。

特にけやきの家につきましては、やはり就労の場の確保という部分が大きな課題になっておりますし、今、現状、やはりどうしても人数がある程度限られておるような状況の中でどこまで広げられるか、現状でもいっぱいであるという状況の中での運営です。また、建物が老朽化している、確かにそのとおりの状況であります。今後、今までお話がありました幼保一元化等を進める中で、当然に施設が減ってくるというような形の中で、そういったことも考えていく必要があると思います。ただ、今たちどころにこの施設があいたときにこれを充てるというような形での検討は、まだそこまで踏み込んでおりませんので、今後それをしっかりとこの期間の中にやっていきたいというふうに思っております。当然、今までけやきの家、あるいはそれに付随するような形のものの中で不便をかけてきたところがありますので、こちら辺、ただ、施設ができればそれでもいいのかということではなくて、やはりスタッフ、体制というのも大きな問題が残っております。こちら辺

も踏まえた中で、あわせて考えていく必要があると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、いずみの園については、確かに今私が申しましたように専門性の高いやはり特殊なところであるという形の中で、組織のあり方というのについてもこれから見直しをかけていくことになると思います。兼任でいくのか、あるいは専任でいくのかという話があると思いますけれども、ただそれだけにとどまらない、人員配置をどうするか、あるいは施設の運営の仕方をどうするかといったことも踏まえて考えていかなければならない問題でありますので、昨年から少し動き始めておりますので、そこら辺、さらに現場等の意見を踏まえながら対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、バリアフリー化につきましては、今度の駅につきましても多目的トイレの設置、あるいは庁舎南のトイレにつきましてもそういったシートを入れておるといような状況であります。できることを少しずつやっておるんですけれども、なかなか進んでいないのが現状であります。やはり一気にこれはなかなか進めない状況でありますので、そういった時期といえますか、施設の改修の折にはやはりバリアフリーを念頭に置くといような形で進めておりますので、一朝一夕になかなか進まないところもありますけれども、そういったことにこれからも意を持って対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（広瀬文典君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告

によりまして一般質問をさせていただきます。一部、委員会等でお聞きしておりますが、全体的なことでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。いじめ問題と、また二十年度決算における収入未済でございます。

初めにいじめ問題でございますが、いじめ問題は今や珍しいことではないと、このように思っております。また、この時期、三月、四月、学生にとりましては出会いと別れのシーズン、また卒業・入学のシーズンでもございます。

先日、三月五日、六日の新聞でございますが、社会面に大きく報じられております、愛知県のK市におきましての六年生の生徒が公園で同級生にいじめられて九万円近くの恐喝事件、また県下M市での中学生が過去に自殺した事件が部活動で同級生によるいじめが原因とし両親が賠償を求めた件、また宮城県においての十歳児の少年殺人事件、また埼玉県、奈良県においての四歳・五歳児の幼児が餓死した事件、これらの事件がちょうど三月五日、六日等の新聞に出ておりました。また、びっくりいたしましたのは皇太子様の愛子様でございますが、乱暴な子を見て不安を感じられたということも出ており、数多くこのような事件が発生しております。このような事件が今、青少年、弱者が犠牲になる事件が毎日のように発生しておるわけでございます。いじめられる側、いじめめる側、ともに将来日本を担っていただく大切な金の卵、子供であるということで、見逃すことのできない深刻な問題であると受けとめております。

そこで第一点お伺いしたいのは、町内におけるいじめの現状であります。町内の小学校、中学生のみならず、一件もないと

は考えにくいわけですが、先日も委員会で報告されましたが、この実態をもっと詳しく把握しておられるかどうか、また把握されておられればこの実態を説明していただきたいと、このように思います。また、何らかの対策を打ち出されていると思いますが、対策と効果についてはどうであるか。また、今後、関係者にいじめについてどのような指導をされているかをお尋ねいたします。

次でございますが、平成二十二年度の垂井町一般会計予算、八十億八千五百万円となつて今提案されておりますが、この予算の主な収入は町税で三十五億二千六百万円となつており、構成割合は四三・七%となつておるわけでございます。平成二十年度の決算を見ますと、町税の収入未済額が一億四千七百四十九万四千円、また使用料で土木使用料の収入未済額が千二百五十万円となつております。あと二週間で二十一年度も終わり出納整理期間になるわけでございますが、また新しくこのような収入未済額が発生することになります。税、使用料等の徴収については、職員の関係者の皆さんは大変御苦労してみえと、このように思っておりますが、職員一致して、また徴収に努力していただきますようお願いするものでございます。

そこで、平成二十年度の税及び職員の収入未済額等々の実態はどうなっているか、このようなことをお尋ねすると、また徴収についてはどのような編成で徴収されているのかをお尋ねいたします。

副議長（広瀬文典君） 教育長渡辺眞悟君。

〔教育長渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 十番議員の、いじめの現状と対策及び今後の指導についてお答えさせていただきます。

私たちは、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進することが思いやりの心を持った子供の育成につながり、議員も願っております。いじめをなくす取り組みと考えております。御指摘のとおり、昨年十一月に文部科学省から児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査が発表されました。大変残念なことに、岐阜県内小・中学校のいじめの認知件数は全国三位であるという報道がなされたところでございます。私たち垂井町内でも、同様に、冷やかしからかい、悪口、嫌なことを言われるなどのいじめが起こっております。大変深刻なこととしてとらえて受けとめております。

なお、このいじめのとらえ方でございますが、平成十八年度の調査から、いじめのとらえとして、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとするというふうに変更になりました。従来からもこのようにとらえておりますが、町内の教職員が、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であると再確認しまして、どんな小さないじめでも見逃さないという真摯な構えで子供たちと正対しております。

今も学校ではいじめの未然防止として、学校経営、毎時間の教科の授業及び学級経営の中で、子供たちの話にじっくり耳を傾け、その子のよさを認め、存在感や所属感、達成感を味わわせることができるようにすることや、命の教育、人権学習、またつい先ほども行われましたが、中一ギャップを取り除くための取り組みと

して、五小学校の子供たちが一緒に友達との友好関係を深めるといふような取り組みも行われております。また、学校では、いじめは絶対に許されないという指導等を全小・中学校で実施しているところがございます。さらに、スクールアドバイザーが教育相談を行っております。

いじめの実態把握の方法としましては、定期的なアンケート調査の実施、個別面談の実施、日常的な教職員と児童・生徒一人ひとりの間で行われております連絡帳や日記帳、さらには不定期な家庭訪問等で努めております。学校外としましては、PTAの役員さん方からの情報、人権擁護委員の皆様方、民生委員の方々からのお話を伺いながら、いじめの実態把握に努めているところがございます。

さらに、いじめが発生した場合でございますが、事実把握を速やかに、いじめが発生した場合でございますが、事実把握を速やかに、保護者と連絡をとり、個別指導や学級での指導をしております。

今後の方向でございますが、全職員が一丸となっていじめの撲滅、解消に取り組んでいきます。スクールアドバイザーやスクールカウンセラー、保護者、地域との密接な連携を図りながら、いじめがなくなるように努めてまいります。それは、議員も申されましたように、どの子もかけがえのない存在であり、他にはないよさを持っている存在であるからでございます。

また、各家庭では、今までと同様に子供に変わらぬ愛情を注いでいただければありがたいということを思います。

議員の皆様方、それから住民の皆様方におかれましては、町内の園児・児童・生徒について、いつも温かい心配りや優しいお言

葉をかけていただいておりますが、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。それは町民の皆様方のまなざしやお言葉が子供の居場所を確かなものにする安心感につながると私は考えるからでございます。今後、学校、家庭、地域と教育委員会が一体となって、笑顔に満ちた優しさや活気あふれる子供たちの育成に努力していきたいと思っておりますので、御協力、御支援、お願い申し上げます。

副議長（広瀬文典君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 十番議員の質問の中で、（二）の平成二十年度決算による一般会計の収入未済額の現況で、町税の収入未済額一億四千七百四十九万四千円の徴収方法と現在の収納状況についてお答えさせていただきます。

滞納繰越分の徴収につきましては、現在、税務課職員及び住民課職員との合同で班編成によります臨戸訪問を毎月実施しております。また、徴収嘱託員との情報も得て徴収を行っております。中でも特に悪質と思われる滞納者については警告書の発送をして、呼び出しによる分納計画の誓約書を取り、履行しない滞納者には滞納処分といった強制執行による徴収も行ってまいります。あわせて、平成十九年度から現在に引き続き県への職員の派遣による直接徴収も実施し、攻めの体制で徴収の向上に努めております。今年度二月末の徴収実績は、延べ件数にいたしまして、過年度分ですけれども千九百三十七件で、徴収金額は三千二百二十七万七千二百三十六円、収納率は二一・九%でございます。

副議長（広瀬文典君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 十番議員の住宅使用料の収入未済額の整理手法について答弁させていただきます。

滞納整理の編成につきましては、課長、各係長をチーフといたしまして、課員全員、管理住宅八団地を四チームに割り振りまして、月末ごとに臨戸訪問して徴収しております。さらには、平成十八年度からでございますが、入居時に連帯保証人をお願いしておりますので、こういった方への請求をしたりしております。実績といたしましては、十八年度には一件、平成二十年度に一件、二十一年度につきましては二件、連帯保証人様からいただいたいておるところでございます。また、どうしても応じていただけない悪質滞納入居者に対しましては、住宅明け渡し請求手続を進めるなどのことをしていく考えでございます。

こういったことで、現在の二月末でございますが、住宅使用料の現年、過年、合わせまして対象者は八十二件、金額といたしましては千二百八万八千円ほどになっております。まだ五月の出納閉鎖までございますので、最大限努力をしまして、目標では千二百二十万円ほどまで絞っていきたいと、このように思っております。よろしく願います。

副議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十一分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

引き続き一般質問を行います。九番岩崎秋夫君。

九番（岩崎秋夫君） 通告に従いまして、県道梅谷トンネルの開

通について、大きく二番目として、北の玄関口、開通後の北部の開発構想はということでお尋ねをいたします。

県道岐阜関ヶ原線の梅谷片山トンネルが、四月二十五日に開通が決まりました。この道路は、岐阜市を起点に関ヶ原町に至る延長約二十六キロの主要地方道であり、岐阜、揖斐、西濃圏域をつなぎ、県西南部の経済・産業を支える重要幹線道路と位置づけられております。この道路が開通すると、西濃地域の交流産業の活性化となることは当然と思っておりますし、国道二十一号の垂井分の渋滞緩和にも貢献できると言われております。今、垂井町が取り組んでおります工場誘致の計画のその場所にも大きくかわり、期待されるのでありますが、トンネルが開通したことにより、北部の活性化を今後どのような構想を持って計画されて進まれるのか、後の質問と関連をいたしますがお尋ねいたします。

次に、四月二十四日にとり行われます開通式典では、両町共催でイベントも企画されていると聞いております。しかし、垂井町としての開通を祝うイベントの話は聞こえてきません。地元梅谷だけの問題ではなく、垂井町全部、町民を巻き込んだイベントにすべきと私は思っております。我が垂井町にとつても、これほど大きな事業の完成式典は最近にはないと思っております。北の玄関口として北部の活性化に結びつけるためにも、東西交流の幕あけを記念して、ぜひ計画をしていただきたい。言われなくても町として、また地元として考えておることがあれば、そのイベントの計画の内容をお尋ねいたします。

次に、道の駅を含めた北部開発についてお尋ねをいたします。

県が全町一駅構想を打ち出し、新聞に掲載されたのを見て、前

町長のときに垂井町にも道の駅をつくったらいかがですかと質問したことがあります。その前後あたりに、あちらにも、こちらにもといった感じで、垂井町周辺三十キロ前後のところに七カ所以上もの道の駅ができております。いずれの道の駅も、立ち寄る客の数も多く、それぞれに町の産業の活性化に少なからず貢献しているものと推察しております。

最近、池田町においては、梅谷トンネル開通後、池田温泉を利用する観光客を見込んで、道の駅建設に二十二年度予算に二億六千五百九万円の予算を計上し、来年の三月に完成させオープンするとのことであります。我が町でも、今回のトンネル開通に向けてだとは思いますが、町長になって二年目、初めての予算組みの中で道の駅概要調査業務委託料を百万円の予算計上し、十七年度には道の駅「垂井」基本構想が議会に説明されたところであります。そして、道の駅申請業務委託料として二百万円の予算も組み込まれたところであります。しかし、十七年度になると、住民の有志と産業課の取り組みで、岩手地内に農産物直売所を、仮設テナトを毎回張りながら販売を始めました。十八年度には町の協力和御理解もいただき、また出店者の温かい労力奉仕、協力により、新装リニューアルして、現在の建物で販売を始め、今日に至っております。今、提案されておりますまちづく基本条例の協働のまちづくりのお手本のような実例であります。このアンテナショップは、販売の状況や産業の発展状況などを市場調査し、道の駅建設に向けてのパイロットショップとしての役割をもって発足したと理解しております。しかしながら、今のところその気配が全く感じられません。今後、アンテナショップをどのように総括され、

道の駅に関する構想をどのように考えておられるのか、見解をお尋ねいたします。

現今、社会の経済状況や自治体の財政状況には厳しいものがあり、なかなか積極的な展望が開けない時代であることは、だれもが認めるところであります。我が町の商店街も明るい兆しに向かっているとも思えません。こうした時期であればこそ、官民が一体となった希望の持てる生き生きとした施策が求められていると思います。町長の経営責任者としての立場、町長の持たれる鋭敏な感覚に期待しております。

今まで質問しました、北部開発の今後の構想計画は、二つ目、四月二十五日の梅谷トンネル開通イベントは、三つ目、アンテナショップの総括、道の駅に関する構想は、町長の経営感覚の四点についてお尋ねをし、私の質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の御質問にお答えをしたいと思いません。

梅谷トンネルの開通による北部の活性化という部分での総括した形で、その中にアンテナショップ等も含めた形の中での答弁をさせていただきますというふうに思います。

議員御指摘がありました梅谷片山トンネルの開通、これはまさに北部の活性化にとって重要な位置づけを持つものというふうにご認識しております。主要地方道県道岐阜関ヶ原線は、西濃圏域にとつて重要な路線であるということはだれもが認識しているところだというふうに思っております。このトンネルが抜けることに

よりまして、今まで冬季間閉鎖されておりました県道も年間を通じて安定した通行が可能となり、物流等、あるいは交通、観光等を含めた形で大きな影響をもたらすものというふうに認識をしております。この道路は、垂井町北部を走っております県道赤坂垂井線と岐阜関ヶ原線という形になりまして、二十一号と並行する形になり、議員がおっしゃいましたように交通渋滞の緩和等、あるいは今後建設が進みます東海環状自動車道の取りつきにも近づくという形の中で、非常に意味合いの深い道路になってくるものというふうに思っております。

これらは、今現在進めております企業誘致に関する場所の選定についても大きく影響したところでございますけれども、現在、府中地内で産業用地として開発がこれから順調に進めば、町北部の活性化にとってはまさに大きな起爆剤になるものというふうに認識をしております。予定地は、西に新たにできる大垣西インターチェンジ、東に関ヶ原インターチェンジ、南にも将来養老町が計画をしております養老サーブエリアにおけるスマートインターチェンジ等も今後視野に入ってくるものというふうに思っております。これらを考えるときに、この企業誘致候補地の持つ意味合いというものは北部開発にとって非常に大きな意味合いを持つてくるものというふうに認識をしております。

一方で、かねてから進めておりました道の駅構想といいますが、そのアンテナショップにしまして、これもやはり、現在では、議員がおっしゃいますようにまさに協働の先駆けという形で、町が財源を確保しながら民間で運営をさせていただいておるといような状況で進めております。農産物の地産地消でありますとか、

あるいは安定した食料供給というようなことを目指すということもありませんが、まさにアンテナショップとして今その位置づけが進んでおるところであります。将来的にはやはりこちら辺が核になって、道の駅というふうにつながっていくのも一つの方向かなというふうにも思いますが、現状、このアンテナショップの運営、当初は議員がおっしゃいましたようにテナント等の開設でありましたけれども、建物を建てる中、そして開催日数も一日から週に三日というような状況で進んでおります。ただ、残念ながら、なかなかその供給体制が万全ではないという状況にあるのではないかなど。長時間にわたっての物品販売がなかなか難しい状況、あるいは品ぞろえがどれくらい客のニーズにマッチしているのかという部分もこれからさらに検討を進めていかなければならないところかなというふうに思っております。

こういったことを考えるときに、企業誘致の開発というものは、町がやはり率先して、前面に出て開発を進めていかなければなかなか進まない状況にあります。一方で、こういったアンテナショップ、物産販売所、農産物販売所というものはやはり民の力をもって今進めておるところであります。観光面といいますが、そういった産業面については、やはり住民との協働においてこれを進めていく。当面は企業誘致に向けての取り組みを町が前面に出て進めていくという体制を持つていきたいというふうに思っております。

将来的に、この企業誘致による活性化の先に、また道の駅の話がより具体的な形として出てくるかもわかりませんが、そのときには、その核としての今の物産販売というものも核になっ

てくるものというふうに思っております。こちら辺を踏まえながら、北部の開発についてはこれからも臨んでいきたいというふう

に思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思

います。議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

「建設課長高木栄太郎君登壇」

建設課長（高木栄太郎君） 九番議員の梅谷片山トンネルの開通記念のイベントについて少し答弁させていただきます。

梅谷片山トンネルの開通は、議員御存じのとおり、四月二十五日、日曜日でございますが、午前九時半から計画いたしております。また、前日の四月二十四日、土曜日でございますが、開通を祝うイベントを池田町と垂井町と共同で実施する予定でございます。

イベントの内容といたしましては、二十四日、前日でございますが、いろいろなイベント事業を展開するわけでございますが、垂井町側での事業内容といたしましては、町民広場での記念植樹、桜百本、モミジ三十本を町民の手によって植樹を行っていただきます。また、トンネル内の二・一キロメートルでございますが、最大深さ、地下深度は山の頂上から百七十メートルの地下でございます。これをトンネル内の探検をしていただくウォークを実施いたします。にぎわいを上げるために、美濃国府太鼓の演舞、中学校の生徒のプラスバンド演奏、それと、垂井町と池田町両方か

らスタートするわけでございますが、梅谷峠今昔ウォーク、これは峠道とトンネルをそれぞれ通っていただくわけでございますが、こういったウォークを行います。それとピオトーブコーナー。それからJR東海が、この前日でございますがさわやかウォークを行います。垂井駅から養老鉄道の池野駅までの十二・四キロを一般の方が散策していただくと、こういったこともあわせて行われます。垂井側の広場では、大鍋による半兵衛汁振る舞い鍋、それと各種バザーなどを実施予定いたしております。

翌日の式典日でございますが、式典はトンネル側の起点側で行われます。池田側でございますが、そこで厳かなる式典を行いました後、トンネルの開通パレード、これを来賓の方々によって行われます。垂井側の終点の方で、その際、中学校の生徒によりますお迎いのプラスバンド演奏を行います。それと、その広場で町民参加による開通記念もちまきを行います。これは来賓の方にもちをまいていただくわけでございますが、その後に池田側に戻りまして、ラジオ公開生放送によります池田町出身の歌手の歌謡ショーを予定いたしております。このステージの中では、知事様を初め、垂井・池田両町長と親善大使らのトークショー、お国自慢のPR合戦、こういったものを計画いたしております。最後に池田側で開通記念もちまきを実施しまして、このトンネルの式典事業は終わるわけでございます。

この両日にかかります参加は、垂井町と池田町で合わせまして五千人ほど見込んでおります。

以上、計画について説明させていただきました。よろしく願

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 九番議員の二つ目の御質問の中のアンテナショップの総括につきましては、ただいま町長から北部開発全体の中で御答弁申し上げますので、私の方からは、総括と若干重複いたしますが、アンテナショップの現状と展望について補足をさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、週一回のテント販売でスタートしましたアンテナショップは、役員を中心とした自助努力で、今日では週三回まで販売日を拡大するなど、安全・安心の農産物を消費者に提供する地産地消事業の直売所として、地域に定着していることと認識しております。しかしながら、営業時間が短いこと、そして出荷の種類や量の問題など、需要と供給のバランスがうまく図られておらず、遅く来た人はお目当ての品物がなく、残念がるケースも見受けられ、課題も多々ございます。そういったことは、今後、アンテナショップが恒常的かつ安定的な発展、自立を目指していくには、基本的なことでございますが、まずは出品点数を増加させることが売り上げ増加につながると考えられることから、生産者への営農指導はもとより、これからは何らかの施設との連携も必要になってくるのではと思慮するところでございます。幸い町内には、ラン、卵、ハチみつ等々、付加価値の高い特産品も数多く存在しております。良質な農産物とあわせ、こうした地域資源を有効に生かすような販売体制、生産体制を確立し、さらには施設運営に経営感覚を導入できれば、議員がおっしゃる道の駅に関する構想にもつながってくるのではと考えます。

いずれにいたしましても、議員が言われましたように、協働のお手本のような形で立ち上げられたアンテナショップでございます。この路線を踏襲する中で、五次総合計画のまちづくりの目標で掲げる良質で安定した農林畜産物を提供する地産地消事業の推進に向け、引き続きアンテナショップの取り組みを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 再質問をいたします。

アンテナショップに関しては、何回言っても今以上の答えは出てきませんが、道の駅のことに關して、我々議員はほとんど賛成でありますし、町長のズボンのすそを踏むような人は私はどこにもいないように思っております。

それでは、北部開発の構想、その中で企業誘致の話が出ましたので、少し述べたいと思います。

昨年、我々、同志といいますが、議員五人で県の企業誘致課へ相談といいますが、現在の状況というものはどういふものかというようなことを聞きに行きました。いろんな話を聞く中で、その厳しさというのは本当に認識したわけでありました。しかし、話をされた課長さんは、垂井町出身の方でもあり、今の時期だからこそ前向きに取り組むことが大事だというような好意的な意見も聞いたところでもあります。その後、努力された結果なのかはわかりませんが、今回、ようやく工場誘致の話が表面化し、地権者との話し合いも良好に進んでいるとのことでありました。

この工場誘致に対し、県とのパイプ役をしてこられた西副町長、この三月で県へ戻られると聞いております。心残りもあるうかと思いますが、今までの経過、そして今後の課題など、この垂井町議会の議場での最後の答弁をお聞きしたいということで、私の質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどお話がございましたけれども、私の方に、出身団体であります県の方から県への復帰のお話が正式にございました。そういった話を受けまして、現在、その辺の進められているところでございます。

私の後任につきましては、この会期中に町長の方から改めて御提案があるうかと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、御質問のございました企業誘致、工場誘致の開発の件でございます。県とのパイプ役という役割をといた話がもともとございまして、これまで私も自分の中で当然その役割を担うべきだという考え方に立って、特に、先ほど議員のお話の中にもございましたけれども、企業誘致課という所屬がございまして、そこは頻りに情報のやりとりをやってまいりました。その中で、先ほど議員のお話の中で非常に厳しいという情報をいただいたというお話がございましたけれども、その点についても情報交換をしております。従来の企業誘致と状況が異なっております。点として、やはりこの農地の活用というものが非常に難しい時代に入ったという点が上げられております。その点につきまして、特に

今回、今年度の事業でもって企業誘致の適地を調べるとい調査業務を行っていただくところがございますけれども、どうしてもその手続の方が大きな問題にならざるを得ない。そういう中で、あそこもこもというような欲張りな計画はもはや無理であるという御指摘をいただいております。その中にありまして、県の企業誘致課、それから県の土地開発公社、この辺のところとも連携をいたしまして、では垂井町で真つ先を手をつけるとすればこの土地かということを中心として調査をいたしましたという次第でございます。その結果、府中地区が道路アクセス上からも極めて有効な土地であるという結論に達し、その辺の動きに入ろうという話をしてきたところでございました。この土地に關しての評価についても、県の企業誘致課長と情報交換を行って、先ほど町長からの答弁等にもございましたけれども、やはり道路アクセスの点で非常に有効である。それから、東海環状自動車道西回りルートの延伸について、その辺の影響も非常に大きいという観点もある。それから、いわゆる土地の造成についても非常に有利であるというような利点を確認いたしました。直ちに進めたいという考え方に至ったものでございます。この考え方については、県もそういった判断でいるというふうな考えをもちました。その辺のうお話を昨年末の段階で既にいただいております。その辺のところを町長にお伝えをいたしました。進めましょうというお話をしてまいりました。

経過につきましては、現在、内々ではございますけれども、地元的地権者の方々との接触到既に入っております。今後の課題といたしましては、やはり先ほどお話しましたように、農政の手

続を慎重に行わなければなりません。それから、何回かこの場で御答弁させていただいておりますけれども、やはり企業誘致というのは企業にとりましてはコストということでございます。その観点からしますと、販売価格をいかに抑えられるかという点が一番大きな問題になってまいります。そういう意味で、地権者の御理解をいただきながら、いかに安価にこの土地を確保し、そして販売ができるように持つていけるかという点が今後の一番の課題であろうというふうに思います。実際の造成等については、既に県の土地開発公社とも連携をとり始めておりますので、その技術等をおかりすることも十分可能でございます。

やはり地元垂井町としては、まず土地を使える状態に持つていく、その手続が最も大事であるというふうに考えております。この点につきまして、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従って、次の三点について質問したいと思います。第一点は、エコドーム建設を住民と行政の協働のモデル事業にはどうかという問題です。二つ目は、五次総にもあります、町の一番大事なメニューテーマといえますか、「やさしさ」と活気あふれる町」、それは一体どういうことなのか。それを標榜する限り、真に今の行政が障がい者の立場に立っているのかどうか、その問題が二つ目。三つ目は、同僚議員の質問とも重なりますけれども、観光政策はこれでいいのか。第五次総合計画の実施計画を読んで考え、質問

をしたいと思っております。以上三つです。よろしくお願いいたします。

まず第一ですが、エコドーム建設を住民と行政の協働のモデル事業にはどうかということなんです。きょうは、私、しんがりを務めますが、もう既に同僚の議員から、まちづくり基本条例の話は頻繁に出てきました。ついさっきのいわゆるアンテナショップの問題なんか、これは本当に典型的なモデル事業ではなかったかと思いますが、どうもあんまり十分には進んでいませんが、少なくともそういう意味では、全町的な立場といえますか、住民こそ取り組めるモデル事業としてエコドーム建設、エコドーム建設だけではありません、きょうたびたび言われますエコパーク構想も含めてですが、環境問題を基底にしながら進めていく格好の材料ではないかと思いますが、そのことについて質問したいと思っております。

エコドーム建設計画が一体どこまで進んでいるのか。きょう、大分たくさん聞きました。もう一度、しかし再度確認したいと思っております。

住民と行政の協働を柱に据えるまちづくりは、情報公開を基礎にした住民と行政の情報共有が大前提でなければなりません。そう考えますが、町長初め執行部はどう考えておられますか。

町長がその成立を願望し切望しておられるまちづくり基本条例は、この垂井町に住む主権者、主体者である町民が、条例が具体的にイメージされなければ、理念が幾らすばらしくても、それは絵にかいたもちになってしまいます。エコドーム建設は、ごみ減量化、分別収集の徹底化など、町民が最も関心を寄せる問題です。エコドーム建設問題を住民と行政の協働のまちづくりの事業の具

体的な実践例として取り組むなら、町民はまちづくり基本条例の真の意味を理解するでしょう。そうすれば、町民が望むほかの重要な事業、あるいは分野にも広がっていくに違いないと思います。町長はどう思われますか。

そのためには、いわゆるエコドーム建設について、これからまちづくり基本条例は最終的に議会で決めることになりましたが、その条例の中身を見てみますと、理念も含めてですが、やはり情報公開を大前提にしなければなりません。

そこで質問します。質問じゃないです。私の要望でもありませんけれども、これまで進めてきたエコドーム建設の経過をすべて公開する。エコドーム建設のためのスタッフを組織する。組織したらメンバーを公表する。そして、そこで検討される、恐らく検討委員会が何かそういうことになると思いますが、それを公開する。でき上がった案を町民に示し、さらに討論の場を設ける。そういういろんな方法を経ていきますが、私はここで討論の場には、小・中学生、高校生、青年にも参加を呼びかけていきたいと思えます。こういう段階を経て、でき上がった最終案を議会が審議し、決定すると、こういう運びですね。これを着実にしっかりと、腹を据えて、特に行政は腹を据えてこれに取り組む。その具体的なプロセスをはっきりしてほしいと思います。どうでしょうか。実にこれは大変な作業です。一年かかって二年かかって、そんなにからんと思えますけど、実際は。もうすぐそばまで来ているんですから。この過程こそが、今は低い住民の意識、低いという意味じゃないんですけれども、そうさせている私たちにも責任があると思いますが、例えばこのまちづくり基本条例の意見交

換会が策定委員会で懇ろに行われましたね。そして今度でき上がつて答申をしたら、行政がその説明会を行いました。でも、そこに参加した町民は1%と言われていました。そういう意味ではまだ低い住民意識かもわかりません。その低い住民意識を高め、条例の精神を具現化して、住民自身が我が町を本当に誇れるようになるというふうに思います。「まあ、そんなこと」と考えずにこの道を進まれることを私は望みますが、町長はどう思われますか。これが第一の質問です。

二つ目です。これも同僚議員から再三にわたって追求をされています問題ですが、「やさしさと活気あふれるまちづくり」の基底に障がい者の問題があります。この障がい者の立場に真に立ち切っている行政なのかということをお聞きしたいと思います。

まず、その手始めに、エレベーター建設では、本当に障がい者の目線に立っているのかどうか、いたのかどうか。今、北側はJRが中心になってできたそうですが、今度南側が三月三十一日に開通式を行うようになっていようですが、私も行ってきました。とにかく本当に障がい者の目線で築かれているのかということが気になります。特に、障がい者や高齢者のためのエレベーター施設のはずなのに、まず中が狭い。入るまでの屋根がない。車いすの人は傘を差せません。雨や雪の吹き込みがありますが、垂井町は特に伊吹おろしが厳しいですから、そういう雨や雪の吹き込みを防げない。南口にはスロープがない。遠くからはありますよ、南の方からはね。でもエレベーターの近くにスロープがない。たまたま行ってきましたときに現場の監督者が見えたので聞きまして、それは計画していないということです。一体どうなってい

るのか。これらの指摘にどうこたえたらいいのか。改善はできるのか、これを特に建設課長に聞きたいと思います。

住民の中にはぜひたくを言うなと言う人もいるかもわかりません。あるいは、行政はまさかそのような見方や考え方はしていないと思いますけれども、やってやるのだから、莫大な予算を使っているんだよというようなことを、ともするとそんな思いが行政の中にあつたら、それこそ大変です。そんな思いはやっぱり戒めなければいかんと思いますが、でも、私たち健常者や行政の中には、そのような意識がまだどこかに残っているのではないかと思います。

そこで、ある障がい児を持つ親の声を聞いてほしいと思います。全文を、長い手紙をいただきましたけど、私は少し要約をしましたので、親さんの真意が伝わるかどうかわかりませんが、ちよつと読んでみます。

我が子が脳に障がいを持つ病氣と知ったとき、まるで死の宣告でもされたように思いました。あれから十数年の間には、言い尽くせないほどのことがありました。数十回の手術を経て、整形の医師から改善の見込みなしと告げられても、この先の生涯を一緒に生きていかなければなりません。「障がい者だといつていつまで甘えておるんや」「ちよつとも歩けへんで頭のおかしい子やで、頭のおかしい子の行くところか、どこか遠くの施設へ行つたらどうや」とか、「早く歩かんか。歩きたいんやろう。親だつたら何で歩かせたらんのか」、今までいろいろ言われてきた、話し切れないつらい悔しいことはかりが思い浮かびます。今はこれまでのつらい過去をすべて消してしまいたい。そして、これから先、こ

れからが新しい出発にしようとする自分に言い聞かせ、強い気持ちでいっばいです。私たちの戦いに終わりはありません。私の願いは、一日でも我が子より長く生きたい。親亡き後のことまで不安でいっばいです。ところで、このたび垂井の駅にエレベーターを設置されたこと、どれほどありがたいことが感謝の気持ちでいっばいです。でも、健常者は十一人乗れますが、障がいを持つ者にとつて、あるいはすべての不自由な者が利用することは困難なことがわかりました。一人ではまだまだ危険なところもあります。そしてまた健常者なら一またぎで避けられるすき間や段差のこと、スロープの上やエレベーターまでの屋根がないことなど、配慮してほしいなあと思いました。その前に不思議に思っていたことがあります。それは駅員が無人数化でほとんどおられないことです。何か起きたときにはどうすればいいのか。特に介助する人を必要とする者は、障がい者ばかりではありませんが、一人では常に危険が伴います。万一レール内にも落ちるといったとき、周りに人はいない、駅員もいない場合、どうしたらいいのでしょうか。不安は隠せません。話は変わりますが、年に一回の大イベント垂井ピアがあり、また各地域でもいろいろ触れ合いというものがありますが、障がいのある者にとっては、その場限りの触れ合いのように思えてなりません。いつも寂しく感じています。触れ合いとかがわり合いとの違い、これは大切なことだと思います。このことは障がいを持つ者ばかりでなく、お年寄りの人たちも生きがいにつなげて、だれにでも必要なことであると思います。この町の一人ひとりの人間関係の壁をなくす環境づくりを望んでいることと、あるいはだれもがみずからの努力が必要ですが、自然

に障がい隠さずにこの町に出られる環境をつくり上げてほしいと望んでいます。このことが大切なことを改めてまちづくり基本条例案の前文に書かれているように思います。実現に向かって深い関心を持つとともに、今までの不安の中にも希望がわいてきました。

まちづくり基本条例に対する期待もあるわけですね。以下は省略いたします。

このごろ私は、憲法二十五条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という、このことについて特にこのごろ考えるんですが、いわゆる生存権の保障がうたわれています。これはただ、生きていさえすればいいということではないはずです。日本の憲法下で暮らす人ならば、だれでも五体満足で健康でいたいと願う権利があるだけでなく、幸福を追求する権利もあるはずです。このお母さんのように、私が死んだら、後、我が子がどう生きていくか、それを思うと胸が痛むと言っています。一人の親だけではどうにもならないこの悩み。地域で、あるいは町の施策ではどうにもならないのでしょうか。同僚議員が午前中に盛んに言われました。園や、あるいはけやきの家の問題もそうですが、そういう問題ですね。こういう人が我が町にたとえ一人でもいたら、まして五人、六人といたしたら、この人たちがそんな悩みを少しでも解決できる方策を考え、その解決のために力を尽くすのが行政ではないでしょうか。

そこで、障がい者、特に生活していくのに困難を抱えている障がい者について、居場所づくりについて、町内に世話をする場所と人はどうしたらいいか。就労する場所について、けやきの家の

抜本的改善を初め、就労場所を確保すること。これは、障がい福祉という五次総の総合計画第三期実施計画の中にありますが、こういうふうに書いてあるだけなんです。二十二年度、二十三年度、二十四年度まで同じ文句が並んでいますけれども、地域生活支援事業や日常生活用具の給付などの実施ということが書いてあります。それから、生産活動などの就労の場の提供、就労相談体制の充実と、これがずつと二十二年から二十三年、二十四年と並んでおるわけですね。具体的に、実施計画ですからどうするのかという問題が抜けています。そういうことですね。でも、こんな町を目指しますというそのタイトルには、「障がい者が自立し、地域住民とともに生活しています」「地域で支え合い、だれもが安心して生活しています」、これが目標なんです。ですから、この目標を実現するためには、まだかなりかかるでしょう。でも、一步今踏み出さないといけません。午前中の同僚議員が盛んにそのことも言っておられました。ですから、それをしっかりと、計画にあるんだから、この精神を生かして具体的に、一步でも半歩でも進めていくにはどうしたらいいかということを、ぜひ計画の中に入れて考えてほしいというふうに思います。

それから、今遠いところに行っていますけれども、いよいよ成人になって就職をすることになるんですが、そうすると地域に帰ってくるわけですけど、通える方法について、すこやかバスの利用法も考えますが、今度新しくつくられたバスは車いすでも乗れるようになっていてという、大変ありがたいわけですが、そのバスだけでない、そういう利用の方法を考えなきゃならないというふうに思います。通える方法を考えるということですね。もちろん

んげやきの家については緊急にやらなきゃなりませんし、その他のことについても本腰を入れて、先ほど言いましたような何年かの計画、五カ年計画とかそういうちょっと長いスパンで考える必要がありますが、何せ、一步、半歩進めなきゃならないというふうに思います。今、先ほど読み上げました障がい福祉の項目だけでなく、地域福祉計画を読みました、そのどこにもこういう障がい者に対してどう迫っていくかが見えてこないんです。特に我が国はこの問題、ノーマライゼーションといいですけど、これでは北欧やヨーロッパから大きくおくられています。それが我が垂井町にも来ておるわけですから、当然、この障がい者が安心して暮らせる、先ほどこんな町を目指していますという、こういう町にするためには大変なことですけどね。我が垂井町はこれらの問題に真っ正面から大胆に取り組んで、垂井町ここにありと名乗れるように、計画的に鋭意取り組んでほしいと思いますが、町長はどう思いますか、その決意をお願いしたいと思います。

三つ目です。観光政策はこれでいいのかという、第五次総合計画の実施計画を読んで思うことなんです、同僚議員の質問と重なりますので容赦していただきたいと思いますが、まず、PRが足らないのではないかと。垂井町はこんなに観光についてたくさんのお宝を持つておるのに、PRが足らないのではないかと思います。垂井町の観光の目玉は、何ととっても南宮神社、竹中半兵衛、垂井曳軸祭り、そして相川の桜とこいのぼりです。まずこれらの名物を今までのようにPRしてこられたのか、あるいはその範囲と方法などについて伺いたい。

二つ目、その他の観光場所、観光協会が発行しているパンフ

「垂井」、その他刊行物の中で指定されているところ、そういうところの具体的な整備計画はつくってあるのか。そしてそれをだれがやるのか、またやっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

観光については、こういうふうに言っていますね。計画もそうですし、実施計画もあんまり変わらんことが書いてあるんですが、こんな町を目指しますというところ、先ほども出ましたね。住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでいます。そして、町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められていますと、こういうふうに書いてあって、具体的なこんなことに取り組みますという年次計画では、二十二年、二十三年、二十四年、全部観光協会育成支援というふうに書いてありますし、あるいは看板整備、そういう場所の整備・修繕と、これも三年間同じになっている。具体的にどう進めていくか。実施計画なんですから、その辺をもう少し本気になって計画を練る必要があるのではないかと思います、それはどうでしょうか。

最後に、名所・史跡、遊歩道などの整備を住民とともにやるために、このたび制定されるであろうまちづくり基本条例を生かして、大いに整備活動ができたと思います、町長はどう思われますか。例えば、前にも言いました、菩提山ハイキングコースのうち表参道の整備、これは使う人が少ないかもわかりませんが、やっぱり大事なことだと思いますし、南宮山の展望台から真禅院をめぐるハイキングコースですね。これも、去年私は行きましたけれども、ほとんど整備されていませんが、あれば必要だと思いますけど、そういうもの。あるいは東海自然歩道、この垂井町内

に関するところ。住民に呼びかけて整備運動を大々的にやったらどうか。本当に基本条例にのっとってやっていく、これは大変大事なことだし、何か観光課だけが取り組んでいるんじゃないかと、それこそアンテナショップじゃないけど、本当にそういう住民がこぞってやる、こぞってという言葉は適当じゃないですね。住民の有志、心ある人が集まってやる、行政はそういう場をつくる、やり方を教えてあげるとか職員も一緒になってやるという、そういうやり方が僕はこの基本条例の精神だと思えますので、ぜひこの観光事業についてもそういうふうにして、基本計画を立てることも一番大事ですが、そこから一歩進んでいくためには、住民とともに歩んでいく具体的なプロセスを示していくことも、住民が何でもやるとか、あるいは住民の責任でやることをやるんだということはわかりますけど、その取っかかりはやっぱり行政だと思えますね。行政がその気になって、職員のだけれどがこの観光問題については気違いになってでもやるというようなことをするか、こういうことが具体的に進んでいけば、垂井町は、このまちづくり基本条例がもし通れば、本当に西濃地方だけでなくて東海地方にも響くような条例であり、その実践活動が進んでいくと。だから垂井町はすごいなあと言われると思います。ぜひ、そういう観点で答弁もしていただきたいし、お願いしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

三点ありますが、まちづくり基本条例にかかわる部分が大きいかなというふうに思います。その部分で集約した形での話になるかもわかりませんが、お許しをいただきたい。

まず一点目のエゴドーム、それから観光についてでもそうですが、まちづくり基本条例を生かした形での取り組みということをおっしゃっております。まさにそのとおりかなというふうに思います。この条例を動かしていくときに、やはり身近な問題、こうすればこうなっていくんだという実感できる事例があれば、やはりそれはより具体的に進みやすいということは間違いなことだと思います。それがこういった環境、ごみの問題なのか、あるいは観光の問題なのかということがあります。ただ一点、気になりましたのは、観光において、そのまちづくり基本条例でみんなできなくていくという部分、これが余りにもつくっていくという部分だけが前面に出ますと、住民にとっては、何や、私らは行政の下請かいなという話になってしまいます。そうではなくて、まちづくり基本条例の目指すのは、どういうまちづくりをしていくかということに参画すること、まずそこから始めていくと思えます。ですから、その協議の中で、じゃあ自分たちが何ができるんだ、行政は何をしなければいけないのだと、そういう話になっていかなないと、最初からこれは住民でやってくださいよと、そういう話では決まれないと思います。そういう情報共有化という部分をしっかり進めていくことがまちづくり基本条例の推進の大きな考え方ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、二番目の障がいに関する話でございます。先ほども

お話をしておりますけれども、全く手をつけていないわけではなくて、遅々としておりますけれども少しずつ取り組んでおる。障がい者に対する思いというものは、やはり必要以上といたしますか。しっかりと持っておりますので、そこら辺をいかに形にしていこうかという部分。また、けやきの家に関しましても、先ほど質問もありましたけれども、将来的にやはり施設の問題、あるいはスタッフの問題等、当然に考えていかなければならない大切な問題というふうに認識しておりますので、今すぐにこれを取りかかるということはできないかもわかりませんが、意識として持ちながら、少しずつでも、半歩でも一歩でも進んでいきたいというふうに思っております。

先ほどのお手紙の中にありましたけれども、触れ合いとかかわり合いは違うというお話がありました。ですが、やはり触れ合いがあつて初めてかかわり合いになっていくんだと思います。まずはやはり触れ合いからスタートする。その触れ合いを少しでも広げていくことがノーマライゼーションの拡大につながっていくものだというふうに思います。いきなり最初からかわれと言われても非常に難しいところがあります。そこら辺をうまく調整していくのもまた行政の大事な役割というふうに認識しております。細部につきましてはそれぞれ担当から補足説明させていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは、十二番議員の御質問の中で私の方からは、エコドーム建設を住民と行政の協働のモデル事業にしてはといった御質問の内容についての御答弁をさせていただきます。

きたいと存じます。

こちらの質問につきましては、昨年の九月にも同じような質問をいただいておりますが、今回につきましては、まちづくり基本条例の制定に向けての住民と行政の協働といった部分の観点からの御質問というふうに私の方は理解しております。本日、同僚の議員にも少し回答をさせていただいた部分がございます。重複する部分があるかと存じます。よろしく御理解いただきたいと存じます。

さて、エコドームの建設といったことでございますけれども、建設といたしましても、やはりこれは運営も含めた形の中での住民と行政の協働のモデル事業といったことではなからうかなというふうに思っているところでございます。既に地元の皆さん方にも理解と協力をいただいております。来年度、このエコパークに係ります造成事業につきまして実施をまいります。

ところで、こういった事業につきまして、住民と行政の協働の事業ということでございますが、話はちょっと変わります。昨今、こういった住民と行政の協働という言葉につきましては、まちづくり基本条例の制定に向けてということ、よく耳にする言葉になってまいりました。しかしながら、一般の住民の皆様方から聞きますと、一体何のこつちやろうというようなことを多々耳にするところでございます。しかし、現実、よくよく振り返ってみますと、もう既に部分的にはこういった行政と住民のまちづくりというものについては取り組まれておる部分があるかというふうには私は思っております。特に、手前みそで申しわけございませんが、昨年、ごみ処理手数料を徴収させていただきました。

ました。これに向けましては、一年ほど前からごみの減量化に向けての説明会を実施してまいったときからも感じておりましたが、実際十月一日に施行となりまして、私の方もやはり心配な部分がございますので、うちの環境衛生係の職員にしまして、パッカー車の後ろから監視、悪い言い方でございますけれども、監視的に見回らせていただきました。町内に四百六十ほどのステーションがあるんですけれども、一週間、それぞれパッカー車の後ろからついて監視をさせていただきましたが、非常に地域によっては温度差があったわけでございますが、この自治会長さん、廃棄物減量等推進員の皆さん、それから広く住民の皆さんがボランティア的にそれぞれごみステーションに立っていただきまして、おかしなものが入らないかというようなことで非常に前向きに取り組んでいただいた自治会が多数ございました。こういった取り組みも一つの住民と行政のまちづくりではなかるうかなというふうに考えておるところでございます。

そういったことから、このエコドームの設置に当たりましたが、こういった住民と行政の協働といった観点から、今年度は町内のNPO法人の方にも委託いたしましたりサイクル施設の運営等調査・研究業務の報告内容をもとにいたしまして、廃棄物減量等推進協議会委員の皆様方が中心になることは、これは間違いございませんけれども、しかしながら、こういった委員の皆さんや、運営等の調査・研究業務を受けていただきましたNPOの方、それからごみ減量に取り組んでおられる団体、住民の皆さん、もちろんこのエコドームを設置してまいります地元の皆様方は当然でございますけれども、こういった環境問題に関心を持っている方々

の意見を広く聴取してまいる機会を設けて取り組んでまいりたいと存じます。果たしてそれが、議員おっしゃられるようなモデルケースになるのかどうかわかりませんが、そういった機会を設けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、御質問の中のエコドームの建設経過をすべて公開するといった部分ですけれども、当然この部分につきましては、情報の共有という観点からも、内容によりましては広く周知をしてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 十二番議員のエレベーターにつきまして御答弁させていただきます。

障がい者や高齢者のためのエレベーター、本年の三月末をもちまして垂井駅に合計三つのエレベーターができるわけでございます。この北口のエレベーターにつきましてはラッチ内外とホームへおりるエレベーター、このエレベーターにつきましてはJRの敷地内で建設するといったことでございます。こういったこともありまして、面積的とかそういった敷地的にも問題がございますので、JR側と十分詰めさせていただきました。何せ既存の駅舎内で作るものがございますので、十分なことはできないかわかりません。そういったことでございます。

利用者側に立った問題につきましては、往々にしてできたから問題が発生する場合がございます。議員御指摘の、中が狭いといったことにつきましては何とも仕方ないと思うんですけれど

も、雨や雪の降り込み、スロープと、そういったものにつきましてでは今後の対応策を検討していきたいと、このように思っております。

それと、エレベーターの中の緊急対策、危機対策につきましては、一応二十四時間の監視体制を考えております。けれども、エレベーターの運用につきましては垂井駅の運用時間に合わせておりますので、こういったことだけは御理解していただきたいと、このように思っております。

以上、補足説明させていただきました。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

「健康福祉課長小川孝夫君登壇」

健康福祉課長（小川孝夫君） 十二番議員の二点目の障がいの方に関します施策の御質問につきまして、補足的に説明をさせていただきます。

御質問の中で地域福祉計画の中で、障がいの方に関しますものが出てこないというお話でしたが、具体的な内容につきましては、平成十九年度策定いたしました障害者基本法に基づき、垂井町障害者計画、あるいは障害者自立支援法に基づきまして平成二十年策定いたしました第二期垂井町障害者福祉計画の中で、障がいの方に関する生活支援の施策等を盛り込んでいるところでございます。ただ、計画をつくっても、それに見合った成果を残していかないと何なりませんので、やはり今後計画に沿った内容ということで取り組んでいく必要があるかと思っております。

御質問の中で、居場所づくりでありますとか就労場所等にもお話がありました。それと、地域生活支援事業という一部内容に

触れられた部分もございますけれども、大体の障がい福祉サービスにつきましては自立支援法の中で決められた部分がございます。その中で、町が独自性を持ちながら施策を行っていくというのが地域生活支援事業でございますけれども、具体的な内容としまして、相談支援事業でありますとかコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等、こういう事業があるわけでございます。けやきの家の地域活動支援センターにつきましても町の施策ということで進めておる事業でございます。こういう事業を町単独でできるかといいますと、例えば相談支援事業なんかですと、知的障がいの方、あるいは精神障がいの方につきましては、それぞれの専門の事業所へ委託をお願いしている部分がございます。また、コミュニケーション支援事業なんかですと、手話通訳とか要約筆記とかそういう関係でございますけれども、県の聴覚障害者協会に委託して行っている部分もございまして、なかなか町独自で施策をしていくというのは難しい部分もございまして、ただ、今、自立支援法が始まりましたから、町独自で通所施設の一割助成でありますとか児童デイの半額助成ですとか、そういう町でできる支援できる部分はやっておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

また、サービスを受けられる方につきましては、ある程度施設利用になりますと、町独自でということは難しい面がございますので、ある程度、圏域、あるいは広域的な取り組みも考えていかなければならないというところもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十二番議員に対する答弁の前に、一点お断りをいたしたいと存じます。

昨年十二月定例会一般質問の中で、駅北にあります旅行会社の西側の土地を民地とお答えいたしました。町有地の誤りでした。改めて訂正、おわび申し上げます。

それでは私の方からは、三番目の御質問、観光政策につきまして、垂井町の目玉である南宮大社等の名物をどのようにPRしてきたか、その範囲と方法についてお答えをいたします。

代表的なものとして、二十一年度では、名古屋の栄で開催の名古屋まつりへ、竹中半兵衛コーナーとして二年続けての参加。また、公営であります笠松競馬における「タイムスリップ」戦国時代へ」と題した竹中半兵衛盃へ協力し、半兵衛が愛用したと言われる「一の谷兜」をかぶり、優勝者に垂井の特産品であります洋ランの贈呈や、会場での観光PRにも努めてまいりました。そのほか、大阪豊中市のセンチューパル北広場での観光PR、あるいは三重県木曽岬町での北伊勢観光サミット等々、県内外への出張。また、六番議員の質問でもございましたが、こいのぼり寄贈者への礼状とあわせて町観光ガイドブックを送付いたしました。町の紹介もあわせて行っておりますし、昨年はJR主催のウォークが垂井町で五回開催されましたが、その都度、駅前で観光パンフレット等の配布を行ってきたところでございます。さらに、各サーブিসエリアへの情報ガイドブックの配布、新聞社と写真協会の後援による垂井フォトコンテストの開催、町ホームページによる観光ガイド等々がございます。とりわけ曳軸祭り、あるいは南宮大

社の祭事につきましては、毎年直接テレビ局やラジオ局、新聞社等に赴き取材等の依頼を行うなど、各方面に年間を通じ積極的に出張してきたところでございます。

議員はPR不足ではないかと御指摘をされました。五次総合計画におきましても観光をPRする手段の開発を進める必要性を掲げており、この点につきましては引き続き関係機関と連携強化を図る中で、積極的に取り組んでまいりたい。一例でございますが、確実な訴求力と説明力とも言われる代表的な車内メディアでありますJRの中づり広告、あるいは駅へのポスター等につきましても、今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に、整備計画についてのお尋ねでございます。観光に関する総合的な計画は特にはございませんが、中・長期の計画として五次総合計画の実施計画の中で、十七ページでございますが、お示しをしているところでございます。

また、だれがやるのかというお尋ねでございますが、基本的にはその文化財等の所有者、管理者であり、町はこれらの資源の活用、PRをさせていただいているところでございます。

なお、文化財の保存と活用に係る支援、整備につきましては教育委員会の生涯学習課が、郷土芸能関係につきましては産業課が、また誘致宣伝につきましては観光協会が、それぞれ主な窓口として対応しているところでございます。

次に、三番目の遊歩道等の関係でございますが、新たなコース設定等につきましては、議員は職員がその気になってというようなお話をいただきました。既存のコースもある中でございますが、このようなコース、相手は民地でございます。相手のあるこ

とでございます。これらにつきましては住民ニーズも十分把握する中で、声が上がってきたら、議員が申されたように職員がその気になってということで、まちづくり基本条例を生かす中でまた研究をしていければと願っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁、ありがとうございます。

町長も言われたように、まさにまちづくり基本条例に深くかわる問題、直接かわる問題ですね。今までもそれはあったと思いますし、これからそれがいよいよ歩み出すということになると思いますが、幾つか再質問したいと思えます。

まず一つ、エコドーム建設にかかわっていますが、かなりのところまで進んでいると聞きます。私は町会議員ですが「聞きます」というふうには言えないのが残念なんですけど、実はこのまちづくり基本条例にのっとって実践していこうとすると、例えば今の土地造成も含めてやろうとしておられる岩手の下町付近にあるあの町有地、農業公園になっっている町有地ですが、そこだと思えますけれども、そのためにそこを最終案として決めて地元の人との交流、あるいは説明会も含めて大変熱心に住民課がやられたということは聞いておりますし、それは多としますが、じゃあ南の方の表佐地区の人たちはそれをどう見ているのか。やっぱりやっていることが、まちづくり基本条例に、もしこれを成立させていくとすれば、その精神にのっとっていこうとすれば、例えばそのエコドームを建設する地域、さらにそれが広がってエコパーク構

想になっっているこの地域が、今考えているけれどもというところまで進んでいるわけですから、それはそこがいいと思えますが、その進んできたこの段階を全町民に知らせることが僕は大事だと思えますよ。そんなことをやったら八木の巣をついたみたいになっってしまうというふうに思うんだらうけれども、今まではそうだったかもわかりませんし、これからもそういう部分はあるかもわかりません。でも、それを乗り越えていくことが大事なんです。いみじくも、ごみ袋の十円を五十円にするときに、行政はあんなに熱心に地域に説明会をして回られたでしょう。こういうやり方がこれからのやり方だと私は思うんですよ。しかも、行政が呼びかけてそれを、そうですかと住民が参加して、御説ごもつとも言って聞くだけの場ではなくて、住民も進んでそういうことについてかわつていくということ。だから説明して納得をすれば、表佐の人だってあの地域を了とするだろうと思えますが、これは僕の勝手なあれですけど、でも、そういうふうにして、部分的にそこだけ、うるさいところだけあれするとかと、そういうことではなくて、全町に向かってそれは広げていく必要がある。その努力を行政は怠つてはいかんと思えます。これが僕はまちづくり基本条例の精神だと思えますが、そういう意味で、まず下町の地元の人を説得するということは、それは焦眉の問題だと思えますよ。でも、そういうプロセスとそのスケールといいましようか、構想ですね。住民に周知徹底して、住民と情報を共有するための手段、これが大事だと思えますよ。これがこれからのまちづくりの一番基本になるんですよ。だとすれば、僕がいつもすぐ出す二セコ町じゃないけど、白紙の段階から町民と情報

を交流し合うという、そのことは今垂井町ではとてもできないこととです、確かにね。でも、そういう方向にこれから向かっていくわけですから、ぜひそれは、今度のこのエコドーム建設についても、全町に向かって情報発信してほしいというふうに思いますが、どうですか。

二つ目、エレベーターの問題ですが、先ほど課長がおっしゃったからそれでやむを得んと思いますが、例えば北のJRが主体になってやったあのエレベーターは別として、南側は垂井町がやったわけですが、スロープの話をしました。実際にあそこのエレベーターに向かっていくのに、例えば障がい者が来たときに、あちよほど自転車置き場になっている東の方ですね。あそこのスロープがないわけですね。あるいは、雪や雨が降り込むことを防ぐためのその設備というのは、どういうふうにこれから、今後の対策でというふうに言われましたが、もう少し具体的にはつきりとおっしゃってほしいと思います。

その次、障がい者の自立支援法もわかります。でも、自立支援法がいかにひどいかということは、もう皆さんも御存じのとおりですね。障がいの程度にかかわらず一割の利用料負担という状況があります。特に重度の障がい者ほど利用料が高いわけですね。それだけお世話してもらうわけですから。それを一割負担を廃止せよと。だから自立支援法そのものがおかしいというふうに新政権も言っています、私たちも言っていますが、多くの国民の願いだと思います。そういう意味ではちょっと一つだけ、今、課長も言われましたので私も感謝しておきたいと思いますが、我が垂井町はこの西濃の中で、唯一かどうかわかりませんが、この障害

者自立支援法の中にある利用料の一割負担を無料にして、町が単独で補助しておると。この支援制度は垂井町だけです。違いますか。すごいと思います。実は、小規模作業所にこの間五日間、ちょっと見学をしたり、障がい児と一緒に、仕事は僕は見ておるだけですけど行ってきました。障がい者はいざと言われまして、その所長にね。障がい者の施策は進んでおると言われまして、僕も感心してきました。それは大変いいことだと思えますし、これからも頑張って進めてほしいと思いますが、事ほどさようにして、そういう点で一步でも半歩でも進めてほしいと思いますけど、そのところで特に就労の問題で、今、垂井町内では、いわゆる指定管理者制度で、特に社協がやっているけやきの家ですね。同僚議員も盛んに言われました。手狭であるし、非常に古い。だからそこをかえてほしいということがありますが、その就労所だけでなく、計画の中にもあります就労を支援する、あるいは提供するという言葉が書いてありますね。僕は一つ提案なんですけど、夢の屋はコーヒーが百円で、お菓子もついて百円なんです。あれを二百円にして、そして一人障がい者を雇ったらどうかというふうに思います。そういうふうにして、少しでも公共、あるいは半公共の施設で障がい者が就労できるようにしてはどうかという提案です、これは。

それから町有地の話は、本当にけしからんと思います。私が九月に質問したときには、あれは町有地ではありません、民有地だと言われたんですけど、町有地なんです。観光政策を進めていくために、これも住民の主体的な活動で、サイクリング協会とか、一生懸命頑張ってやっておられます。あの具体的な姿がこれから

もどんどん出てくると思いますが、何で隅々の方にやるんかということね。それは毎日じゃないからというふうに言われますね。でも、毎日やっていけるような状況をどうつくり出すかということですから、同時に、そういう意味ではそういうものをつくり出しながら、毎日、観光案内所が活動できるように、いらっしやい、いらっしやいと活動できるようにするためにも、正面に据えてほしい、町有地なんだからというふうに私は思います。どうでしょうか。

それから宣伝の方ですが、わかりました。大変御熱心にやっておられることはわかりましたが、JRの中つり広告をこれからやるんですか。JRだけでなくて、名鉄、近鉄のそういう電車の中にもぜひ、特に南宮さんやお祭りやこいのぼりのことはいろんなところで宣伝しています。新聞も必ず時期になるとあのこいのぼりを報道してくれます。大変助かります。でも積極的にこちらからそういう中つりのポスターを出して、呼び寄せるといいでしょうが、集客を考える。大きな目玉の観光事業をしつかりやって集客ができれば、その人たちが今度垂井町はこういういいところがありますよ、こういうところがありますよということを宣伝する、そういういい場にもなります。そこから出発する。そのときに、行政がお世話役をしながら、住民が参加して、住民と一緒にやってお客さんを案内するという、街角案内ではないけど、そういうことをこれからもやっていくんですが、それと同時に整備事業も一緒にやっていくという、こういう楽しくて生き生きとしたそういう活動をぜひ考えてほしいと思います。どうでしょうか。

それから、さわやかウオークでしょうか、あのJR。僕は春と

秋と二回だけだと思ったけど、今、五回もやっているというふうに聞きまして、ここへの参加、残念ながら参加で商工会がやっていますが、あるいは産業課も入っていますけど、もっとそれを積極的に進めてJRと一緒に協議するぐらいな勢いでこれをやってほしいと思いますが、どうもついでというふうな、私がひがんでおるんかもわかりませんが、ついでではないうふうなふうに思えてしまうが、主体的にJRに押しかけてやってやるというふうなこともぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずエコドームの建設に関しまして、条例にのっとって進めていく手法の中で、最初からすべてかわるべきではないかという御質問でございました。まだ事前の、これは要するに場所をどうするかという段階で地元といる協議をしていく中で進めてきたところでありまして、今後これからの展開の中で、当然、利用者というのは全町にまたがるわけでありまして、そういった形を巻き込んだ形での進め方になってくるものというふうに認識しております。例えば企業誘致も同じことでありますが、じゃあ企業誘致を最初からどこへ行くかというのを全町巻き込んでやるかといったら、決してできる話ではございません。やはりある部分、目鼻をつけて進める。その先にやはり住民をどう巻き込んでいくかという形、やはりこれは手法が一つではないと思います。

いろんな手法がありますので、そのときそのときの中で住民を巻き込んだ形で協働を進めていくという判断をいろいろとしておるところであるので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、自立支援の関係にしまして、就労問題、けやきの家に関しましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり将来にわたって何とか考えていきたいということでございますので御理解をいただきたいと思いますが、提案のありました夢の屋での就労というのは、今、実際にあそこを動かしているのがボランティア団体でありますので、その中で要するに収入を得てそれを就労させるというのは、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうに考えております。就労という問題につきましては、やはりいろんなハードルがありますので、そこら辺をクリアしながら、町でも障がい者の方を何とか雇用していきたいという形で今いろいろ進めておるところでもありますので、そういった形で先鞭を切りながら、あるいはいろんなところにも働きかけていくということが必要になってまいりますので、この就労に関しましてはやはり親さん方の一番大きな悩みの問題ということは十分に認識しております。このことについてやはりしっかりとまたサポートは考えていきたいと思っております。

それから、観光案内所の駅の正面という話は、前回もさせていただいたと思いますが、基本的に設置するときに、今のサイクリング協会、それから街角案内の会、商工会といった形の中での協議の中であそこに落ちついたところでもありますし、現在、土・日のオープンということで、ふだんのほとんどが閉まっております。ですから、垂井駅をおりられた方が出たときに「何や閉

まっておるやないか」という話になっても、やはりそれはかえってマイナス効果になる部分があります。今のところできつかりと頑張っておっていただきます。本当にありがたいことだと思えますけれども、これをもっともつとさらに充実していきたいものいろいろなグッズでありますとか応援というものは、またこれから一緒に考えていけたらというふうに思っております。

それからJRウオークに関しましては、まさに、従前は二回ぐらいであったのが、今こまで五回ぐらいまでふやしてきておるといふ努力であります。決して単なるJRのおつき合いでやっておるといふことではなくて、やはりこちらからの働きかけ等もあると思えますので、そういった部分でこれからまた積極的にかかわっていききたいと思っております。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 十二番議員のエレベーターに関する再質問でございますが、確かに南口のエレベーターにつきまして、町事業で町有地につくっております。そういった関係でございますが、この南口のエレベーターにつきましては国の地域経済活性化対策の事業でございますので、まずはエレベーターを先行してつくったものでございます。

そこで、先ほどの御指摘のスロープ、こういったものにつきましては、前にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、駅周辺のバリアフリー化事業で今後実施可能でございますので、こういった方面で検討していきたい、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りたく願います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 先ほどの答弁の中で、観光案内所の運営主体を一つ間違えました。実際に今運営しておつていただけますのは、街角案内の会、サイクリング協会、それから垂井宿歴史と文化を守る会という形で、三つの団体が運営をしておつていただきます。間違えました。訂正させていただきます。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後二時四十八分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

副議長 広瀬文典

議員 木村千秋

議員 栗田利朗

